

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、財政見通しについて。2、まちづくりについて。3、教育について。4、太陽光発電の推進について。5、防災対策について。

以上5件について、7番 田坂富代君。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） おはようございます。自公クラブの田坂富代です。

自公クラブを代表いたしまして、議長の通告に従い、順次質問をさせていただきます。また、議長の許可を得て、皆様の議席に資料を配付させていただきました。4件目の質問の参考にしていただければと思います。

1件目の質問でございますが、財政見通しについてお伺いしていきたいと思っております。

合併が破綻し単独での財政運営をどのように行っていくのか、合併ありきの財政見通しから単独での財政見通しはどうなっていくのかと6月の定例会における一般質問でも取り上げさせていただきましたが、そのときいただきましたご答弁に基づきまして質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、総合計画策定に当たり財政的な裏づけをお伺いした中で、平成25年までは何とか基金をやりくりしながら対応できる範囲の運営であるということでしたが、20年度決算におきましても、また9月の補正におきましても税収の落ち込みが大変に大きい。これは皆様ご承知のとおりでございます。平成22年の国勢調査後には、人口減少に伴う地方交付税の減額が7,300万円との試算もある中で、また集中改革プランの進捗率が52%で、その大きな要因となった人件費のカットも22年で終わります。共立病院の新設もあります。公の施設の耐震化も27年までにやらなくてはならない。果たして基金のやりくりで

何とかなるものなのか。平成26年以降、基金の積み立てができるような完璧に黒字経営というようなことができるのか、当局の見解をお伺いいたします。

次に、喫緊の課題と位置づけられている庁舎建設、学校等の耐震化についての質問でございます。

9月3日の伊豆新聞に総合計画策定が本格始動という記事が載ったわけでございますけれども、年内にたたき台をつくり、平成22年12月定例会に上程ということでした。この総合計画の実施計画を策定するに当たり、まさに核となってくるのが公の施設の耐震化であるということは言うまでもありません。8月11日に震度5弱という一瞬中木の地震を思い起こさせる大きな地震がありましたけれども、地震のときに災害対策本部となる庁舎、子供が一日のうち長い時間を過ごす学校、幼稚園、保育所、本当に心配になります。

その総合計画であります、耐震化に伴う新庁舎建設や学校、幼稚園、保育所の耐震化、このあたりのことを当然盛り込んでいくものと思います。市長も総合計画のもととなる集中改革プランの見直しの大きな核になるものは学校、幼稚園、保育所の再編統合、耐震化だという認識をお持ちだと思っておりますし、教育長も同様な答弁をされたと記憶しております。

そこで、1点お伺いしたいことは、第31号の議会だよりの8ページ、一番後ろでございますが、そこに載せさせていただきましたけれども、「稲梓中学校と稲生沢中学校の統合に関する教育委員会の決定について」という文書が教育長から議長あてに出されました。その最後のほうに、統合すべき状況にあるとの認識に変わりはないとする一方で、その続きは、保護者、地域の同意が得られ、統合してほしいという状況ができたならば統合の方針に沿って新しい学校づくりを進めると書かれております。

くどくなりますが、新病院や庁舎にもお金が使われていく中で、公の施設の耐震化、とりわけ子供の安全安心のための学校等の耐震化には統合は避けて通れない、このことは市長も答弁されている。教育委員会は学校、幼稚園、保育所の統合を自ら進めようとする気があるのか、地域に対して今後どのように努力をしていくのか、地域からの要望を待っているのかお伺いいたします。

先ほども触れましたが、公の施設の耐震化については、平成27年までにという期限がついてございます。そこで、2点目といたしましては、庁舎の耐震化を含め、その他の公の施設の耐震化を具体的に何年までに、何をやるのかという年次計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、2件目は、まちづくりについての質問でございます。

市長がまちづくりの核としていた旧南豆製氷所の問題が8月21日の全員協議会で報告されました。景観計画等の中心になっていた施設が計画から外れるといった結論を得たわけですが、今後どのようなまちづくりをされていくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

3件目の質問は、教育についてということでございますが、特別支援教育についてお伺いしてまいります。

まず、特別支援教育というのはどういうものなのかということ若干説明をさせていただきたいと思います。これまで心身に障害を持つ子供たちの教育は、特殊学級、特殊学校で行われてきました。それが2006年の学校教育法の改正によりまして、特殊学校に入学するほどではないけれども、普通学級では不応を起す子供や、学習障害や注意欠陥多動性障害など、新しいタイプの問題を抱える子供に対して、普通学級内で支援をしていくということになったわけです。

この件につきましては、5月の臨時会の際の議第36号 下田市一般会計補正予算の本会議での質疑、総務文教委員会の質疑でも取り上げさせていただいた問題でございます。その中で議論はさせていただきましたが、実際に学校現場はどうなっているのかという疑問もございましたので、担当課をお願いいたしまして、7月22日、市内小学校1校、中学校1校を視察させていただきました。そこでわかったことは、学校現場では先生方が工夫と苦勞をされ、懸命に特別支援教育に取り組んでおられるということです。そして、専門的な知識を持った有資格者でないと務まらないということもわかりました。

さて、8月26日の伊豆新聞に特別支援教育支援員を募集という記事が出ておりました。内容といたしましては、市立小・中学校の特別支援教育支援員2名、資格は問わないということでございます。

1点目の質問でございますが、この募集している特別支援教育支援員の資格は問わないとしている理由はこういったところにあるのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、学校現場では有資格者という思いがあると思われませんが、学校教育課は現場の意見を聴取の上、資格は問わないとしているのかをお伺いいたします。

4件目の質問は、太陽光発電の推進についてでございます。4件目と5件目の質問は、同じ会派の土屋 忍議員が熱心に調査研究されている問題でございます。今回私のほうで質問させていただくものでございます。

平成21年4月に政府は、経済危機対策をまとめ、この柱に低炭素革命が位置づけられ、この重要施策として学校施設での耐震化、エコ化、ICT化を一体的に行う「スクールニュー

ディール構想」が打ち出されました。3年間で全国の公立小・中学校1万2,000校に太陽光発電を導入する計画も含まれます。単に太陽光発電を導入するのではなく、継続的に小・中学校で環境エネルギー教育に活用するという目的もあります。

現在、太陽光発電が注目されているのには、他のエネルギーの活用にはない3つの大きなメリットがあると言われてしています。

第1に、クリーンで枯渇しないことです。地球上に到達する太陽光のエネルギーは、1平方メートル当たり1キロワット、もしも地球全体に降り注ぐ太陽光エネルギーを100%変換できるとしたら、世界の年間消費エネルギーをわずか1時間で賄うことができるほど巨大なエネルギーであると言われてしています。また、発電時に温暖化の原因となるCO₂や大気汚染物質も発生しません。

第2に、場所を選ばないということです。太陽光発電は、設置する場所の広さに合わせて自由に規模を決めることができるため、一般家庭から大規模施設まで、それぞれの施設に合った設備を設置することができます。風力発電のように自然景観を心配したり、低周波音の心配などをする必要もありません。日射量さえ確保できれば設置場所を選びません。屋根や屋上などへの設置のほか、最近ではビルの壁に設置するケースも増えているとのこと。

第3に、メンテナンスが簡単であるということです。太陽光発電は構造的にシンプルであるため、ほかの発電システムに比べメンテナンスも簡単で、システムの寿命も比較的長く、現在用いられている太陽電池の耐用年数は20年以上とされているようです。

今回一般質問するに当たり、公共・産業用太陽光発電シミュレーションをメーカーに相談してつくってみました。議長の許可をもらって配付させていただきましたので参考にしてもらいたいと思います。

今回の下田市の学校の施設では、平屋建てで比較的施工のしやすい南向きの建物であることから稲梓小学校を選びました。表の左側が現在電力会社に支払っている年間の電気料とその使用料です。右側が平均日射量、予測発電電力量、予想節約電力料金となっています。ただし電力会社への売電の価格は1キロワットアワー当たり12円で計算しましたが、政府は住宅用太陽光発電で余った電力の電力会社買い取り価格を48円とするとの考え方もあり、公共施設ではどうなるのか未定の部分もありますが、これより下回ることはないと考えます。

問題は設置費用ですが、今回のシステムでの設置費用は大まかなメーカー積算で5,200万円ほどとなっています。国の補助金も大きく検討されている現在、環境問題、小・中学生への環境エネルギー教育への観点から、下田市の学校施設への太陽光発電導入の考えを聞かせ

ていただきたいと思います。

5 件目の質問は、防災対策についてお伺いいたします。

この夏の台風による被害はこの地域は少なかったものの、西日本では死者・行方不明者・建物の全壊など大きな災害に見舞われています。特に大雨による被害は、近年どの地域でも「記録的な集中豪雨」という言葉や「予想をはるかに超えた」という報道が必ずといっていいほどされます。下田市を見ても山をしょっているなど、危険箇所に住んでいる人は多く、いざというときの対応は今後も十分に考える必要があるのではないのでしょうか。また、7月の駿河湾を震源とする地震では大きな被害はなかったものの、東海地震や東南海地震が必ず起こるであろうとされています。

このような自然災害では、迅速で適切な避難指示などが重要であり、そのことにより多くの人命を守ることにもつながると考えます。下田市において平成19年より防災ラジオを有償配付し、大雨などで同報無線の聞こえの悪い状況であっても、家の中にいて市からの情報を聞くことができることから、多くの人に喜ばれているという話を聞きますが、まだ不足しているという声も多く聞かれます。現在の配付戸数の現状はどのようになっているのか。その数は十分と思われるか。今後希望者を募る考えはあるか。現状で補助金をつけての配付は可能か。以上の点についてご答弁をお願いいたします。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 6月議会に続きまして、田坂議員から下田市の財政の問題のご質問がまずトップに出されました。このように議員の方から財政の質問をされるということは、大変勉強されているなということをもまず一つは感じますし、こういう機会に今の下田市の財政状況というものを私の口から報告できるという機会が、少し張り切っていきたいというふうに思います。

まず、6月の議会でも申し上げましたように平成25年まで、これは基金のやりくりで何とか対応できる、これは基金を崩さなければならないということで、ちょっと意味は少し違いかもしれませんが、赤字運営に近いものだということも申し上げたというふうに思います。しかしながら、そういうやり方で25年までは現行の歳出予算水準が保たれるというふうにまずご理解をいただきたいと思います。

それから、今、議員からご指摘をいただきました、しかしながら20年度の決算で歳出面の

改善というようなことが出ておりました。税収の落ち込みがあるんじゃないかと、こういう数字がこの計画の中にどのように取り込まれていくのかというような形になろうかと思えます。現在の状況では、平成26年以降は、今度は逆に基金が積み立てができるようないい財政状況になりますということをお話をさせていただきまして、今度はいわゆる黒字で下田市は運営できますよと。これはやはり数年来やってきた財政改革というものが必ず数字となって出てくるというようなご報告をさせていただいたわけでありまして。

この中で、まず1つの分析をしてみますと、今、議員がおっしゃったように平成23年からは当然国勢調査の関係で人口が減ります。ということは、国からの普通交付税が7,300万くらい入ってこなくなるという大きな数字がまず1点示されています。それから、市の職員の皆様方にもお願いをしてきました5年間の給与カットということも一応終了するというような苦しい状況は見込まれるわけでありまして。しかしながら、職員の入れかえによって、比較的平均給与というのがまず減になってくるというのが1つあります。それから、公債費の元利償還というものが大幅に減ってまいります。これは下水道会計も同じでございます。繰出金が減少になります。ということで、平成26年度以降の黒字運営というのが、この辺からまず見込まれてくるわけでありまして。

この公債費の元利償還の大幅な減というのは、先般、国によって認められました公的資金の補償金免除繰上償還効果というのが、おかげさまで民間の金融機関から下田市がお金を借りて、安い金利で借りて高い金利のものを返すということができました。これによりまして約8億1,000万円という、金利だけで払うお金が削減をされてくるということで、平成23年度には、大変指摘をされておりました実質公債費比率というのが14.4%まで改善をされるという見込みであります。

この公的資金の補償金免除の繰上償還の28億6,000万、これに対して国から下田市は4つの条件をつけられているわけです。これはご存じだと思います。1つは、下田市の借金を減らしなさいという条件がまず1つつけられておりました。それから、先ほど言った実質公債費比率、これを下げなさいということで、一時、新聞には下田市は黄色信号だということまで、赤信号までいっていないけれども、黄色信号だと言われたときがありましたね。あれも大幅に下げることができました。それから、市の職員の数減らしなさいということも言われていました。それから、行革によって補償金免除額を超えること、この4つのハードルがあったわけです。これが平成23年度まで国にしっかり報告と履行責任があるわけでありまして。ですから、なかなか借金もできないと、こういうような状況下にあるわけでありまして、

今の計画でいきますと、平成24年以降になりますと、毎年8億円の借金をしても一般会計の借金残高というのは横ばいでいくというような形が見込まれます。ということは、この段階で下田もやっとまた新たな借金を起こして、新たな事業投資ができると、こういうふうに理解をしていただければいいと思います。

そうしますと、事業費ベース、この24年以降、約10億円ぐらい確保できるだろうという金額がこれからの耐震化の問題とか、この庁舎を新しく建て直す、こういうところに回っていくお金をやっと下田市がつけることができるという計画を今進めているわけです。

先ほど言った交付税が人口減によりまして約7,300万くらい減ってきます。それから、景気低迷によります、議員のおっしゃるように税収もこれから減ってくるというふうに思います。今回の議会にも市税の減額補正ということで約3,180万円くらい上げさせていただいておりますが、こういうことを踏まえまして、今後の平成22年から31年までの10年間のまた財政計画をしっかりとつくっていきたいと思っています。

市の財政状況のご心配でございますけれども、いわゆる平成15年のときに本当に下田市は沈没してしまうんじゃないかというようなどん底状態ということで、市民の皆さん方にも市の財政状況ということで、これから市民の皆さん方にもかなりやはり苦労してもらわなければなりませんということをご説明申し上げましたが、この改革は、集中改革プラン等も含めまして進んでおりますので、健全な水準と言えるところまでもうちょっとというところまで来ていると、こういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、27年度までの耐震化をしなければならぬということに対しましては、学校関係等もこれから後から説明をさせますが、市の借金が251億円あったものがこの22年度末には194億円という数字まで減らすことができるようになりました。ここで22年度の段階で実質公債費率が14.7%というところになります。そうしますと、耐震化のほうに向けて、22年、23年度あたりで約3億円ぐらい、それから24年度以降につきましては、毎年約4億円の起債枠が確保できますので、こういうお金でしっかり耐震化あるいは公的施設の統廃合というものの新設等に向けるような財源確保というような形でいきたいというふうに考えているところであります。

2点目の学校関係の耐震化の問題、それからあと特別支援教育の問題、太陽光発電、これは教育委員会のほうからまた答弁させますが、肝心の市の庁舎の耐震化計画というのを示せというようなことでございますが、実は8月31日に経営戦略会議を開かせていただきました。この中でこの市の庁舎を管理をする担当課、総務課でありますけれども、総務課長のほうに

この市役所の建設計画のたたき台をつくれと、それから実施計画あるいは計画策定までのスケジュールを示しなさいと。これについては当然内容的には庁内の検討組織をまず早急に立ち上げて、この中で、じゃ、これからの人口減ということ踏まえたときに、あるいは将来の職員の数等踏まえた規模という問題があります。まず市役所の規模をどのようにするか、それから場所をここがいいのか、それとも別の場所を求めるべきなのか、それから建設年度が何年ぐらいになるか、その資金手当てはどのようなふうにするかというようなことも踏まえて指示をしたところであります。

今回、特にこの9月の議会におきましても、庁舎の建設という意味合いで、基金のほうに1億円のせらせていただくようなことも考えておるわけでありましてけれども、そういう中でこの資金手当ての問題も当然建設金額の半分くらいは自己資金で賄えるような準備も考えていかなければならないのかなと、こんなふうな形で準備を始めておりますので、今日の段階では、まだいつまでに建てるのか、スケジュールはお示しできませんが、庁内検討委員会の中でその辺をしっかりとめていきたい、こんなふうに思っています。

それから、2つ目の問題でありましたまちづくりの関係で、南豆製氷が今所有者の方から登録有形文化財の指定を外したいということで、大変劣化度が予想以上に進んでおりまして、今、ご存じのように養生かけてありますね。ということは、何か大きな災害が起きたときに、あの建物がどのようなふうになるかという、耐震度の問題で所有者が心配をしております、今までの過程の中でなかなかこれを残す手段が見つからなかったということで、今、市のほうからも手が離れておりますので、その辺で壊したいという申し出が来ております。この中で議員のほうからは、今、下田市がまちづくりの景観計画等いろいろつくっている中で、南豆製氷の存在というのは大変大きいんじゃないかという認識の中で、あそこがなくなった段階で、今後どのようなまちづくりを市長としては考えているのかということでちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

今、建設課が中心となりまして、景観法を受けまして、下田市の景観計画、それから下田市の景観まちづくり条例というものを策定中でありまして、今年の12月の議会には上げたいと、こんなふうな予定で進められております。これは建物だけじゃなくて、下田の自然のすばらしさということで、自然というものが入っています。建物プラス自然、それから文化とか歴史とか、下田の人々の暮らし、こういうものを下田まち遺産という考え方で、これをどのように景観的にまとめていってよりよいまちづくりができるか、よその方々が来られて、下田の町がすばらしいというふうに感じていただけるかというようなまちづくりを進める骨

子としているわけであります。

この景観の対象というのは旧町内だけじゃなくて全市的な景観と考えてありますから、地域それぞれにすばらしいまち遺産というものを持っている、これを洗いざらい出しまして、この辺の計画づくりを進めているわけであります。というところを、特に景観誘導ゾーンというような位置づけをいたしまして、市内の広範囲の中で5カ所ぐらいこれを位置づけをしていきたいと。こういう中で、特にその中でも貴重なまち遺産というのがたくさん集積しているようなところは景観重点地区としたいと思っています。現在では、旧澤村邸付近のペリーロードの沿道、この地区を一応景観重点地区として採択予定であります。この中で特に下田まち遺産の中で登録をされた下田登録まち遺産につきましては、改修等をするときには市のほうでも助成をしていきたい、こういう考えを持っているところです。

今、ご質問がありました南豆製氷のところから雑忠のほうへ至るところも大変すばらしい景観地域であります。下田の場合はなまこ壁とか伊豆石の建物はそのほかにもたくさんあるわけでありまして、南豆製氷が一つなくなるということは大変残念なんです。大きなまちづくりの考え方には、影響はあるわけでありまして、今後計画に沿って進めていくしかないのかなということで考えているところでもあります。

最後に出ました防災の関係で、防災ラジオのことでございますが、これは平成18年、議員がおっしゃったように各区長を取りまとめて、同報無線の聞きにくいところが大変あるということで、市のほうで補助金をつけながら若干の有償ということで2,000台配付いたしました。翌年、大変好評でいろいろなところから欲しいという申し出がありまして、また800台追加してやったわけでありまして、今現在、2,800台がこの防災ラジオ配られております。下田の世帯数は約1万1,500でありますから、この防災ラジオを持っていらっしゃるところは約24%ぐらいということであります。今まで同報無線を流しますと、聞きにくいということで必ず、その都度役所のほうに文句が来たり、内容は何だったのかというような問い合わせが殺到したんですけれども、この防災ラジオをつけるようになってからは、流したときにほとんどゼロから5回ぐらいのクレームがついているという程度でございます。もしこれがまた防災ラジオを増やすということになりますと、ただこれは1つの基準がありまして、かなり単価を下げのために1つのロットが500台ということになっております。今募集はしておりません。それから、市の在庫もゼロであります。ということで、今後、募集をかけるかどうかというのは、これからそういう要望がどれだけあるかということにもなるかと思っております。やはり実際の単価が500個つくって5,300円くらいかかる、あれを1,500円でお配

りしたわけですから、またこれが多くの方から欲しいということになると検討しなければならない。ただ、現状では募集等していませんので、20年度、21年度の2年間ではおおむね10人ぐらいの方から、ないのかという問い合わせがあったという程度だというふうには担当課から聞いておりますので、今後もしそういうことがあれば市も補助を出して、ただ、今言ったように500近くまとまらないとなかなか製作にかかれないうこととございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、教育委員会関係につきましては、統合、耐震の問題、それから特別支援教育の問題、それから太陽光発電の問題ということで、大きくこの3点であったかなと思いますが、まず、1点目の教育委員会は学校、幼保の統合を自ら進める気はあるのか、それから地域に対してどのように努力をするのか、こういうご質問であったかと思いますが、平成22年4月に予定をしていました稲梓中、稲生沢中の統合につきましては、地域、保護者の皆さんの理解、同意が十分得られていないと、このように判断をさせていただきまして、当面見送りという判断をさせていただいたところでございます。

しかし、私たちは両校の現状あるいは今後の生徒数の推移を見ますと、現状は今と変わらない状況が続いていくと、このように考えておきまして、何とか学習環境の改善をしていきたいと、こういう考えにつきましては変わりはありません。しかしながら、現時点では統合見送りという結論を出させていただいたばかりですので、すぐに、それではすぐ次にどうするのか、こういうことはむしろしばらく差し控えておいたほうがよろしいのかな、このように考えておりますけれども、これから全市的な視点で見た中で、私たちは学校のあり方、幼稚園、保育所のあり方、これを検討しなければならない、このように認識をしております。

今回の中学校統合問題につきましては、教育委員会からの一方的な押しつけととらえられると、こういうようなこともございまして、十分な理解が得られなかった、こういう反省もしているところでございます。これからの統合再編につきましては、子供の安全安心、このことに対する対応はもちろんでございますけれども、したがって耐震化の問題、それから地域振興、まちづくり、あるいは安全な交通手段、こういう問題も含めまして、市としての総合的な観点から検討していく、こういう視点も大切ではないか、このように考えているところでございます。

統合再編問題は、直接子供の安全安心、学習のよりよい環境づくり、こういうことにかかわっていく問題でございますので、今後も関係各課あるいは関係機関、連携を密にしながら、

あるいは連携をとりながら教育委員会が先頭に立って検討し、地域、保護者の皆さんへの理解を求めていきたい、このように思っているところでございます。

また、耐震化計画等につきましては、後ほどまた課長のほうから答弁があると思います。

続きまして、特別支援教育に関しましては、資格の問題ということでございますので、これも後ほど課長が答弁をしたいと思えます。

次の太陽光発電、これに関するところでございますけれども、学校への太陽光発電の導入につきましては、今回は経済危機対策、この一環として示された学校におけるニューディール構想、これによるものと確認をしておりますけれども、今、地球温暖化への対策が迫られる中で、CO₂削減に大きな期待のかかる太陽光発電の学校への設置、これを推進しよう、こういうことにつきましては、環境エネルギー教育、それから環境教育全体の面から見ましても大変大きな意義があるのではないかと、このように思っております。太陽光発電の設置につきましては、ここに来まして数日前も新聞の記事に出ておりましたけれども、一般家庭でも急速に拡大をしていると、こういうことでございました。また、民主党代表の鳩山さんも今週、温室効果ガス排出削減90年比で25%の削減、こういうものを打ち出しております。私たちもできるならば学校への設置導入を考えたいところですが、まだ始まったばかりという状況でございまして、実際にはいろいろな課題もあるようでございます。具体的な導入に関する問題、課題等につきましては、学校教育課長より答弁をさせていただきたい、このように思います。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、教育長からご答弁いただきましたが、私のほうからはそれ以外のことについて答弁させていただきたいと思えます。

まず、学校の耐震化についてでございますが、下田市の耐震改修促進計画におきまして、平成27年度末までに建築基準法、これは国の基準になるわけなんです、その耐震化率を100%を目標とすることになっております。そして、県の判定基準による耐震化率を80%以上の達成を図る、そういう目標を掲げております。下田市の小・中学校11校におきましては、校舎ですとか屋内運動場、そういうものを含めまして28棟ございます。このうち国基準のI_s値というもので基準になっているんですが、このI_s値0.7を下回っている建物は1棟でございます。ということで、耐震化率は96.4%ということになっております。そして、その耐震化が至っていない棟については、ふだんは普通教室としては利用されていないところで

ございまして、放課後等で使うこともあるんですが、通常の普通教室ではないということでの使用となっております。そこにつきましては、平成22年度から始まります第9次の教育環境整備5カ年計画の中に改築として入れ込む予定であります。そういうことから、国基準での耐震化についてはクリアできるのかなというふうに思っております。

そして、県基準につきましては、ランク1、ランク2、ランク3というものがございまして。先ほどの28棟のうちランク1につきましては16棟、ランク2が11棟、ランク3が1棟、これが先ほどの0.7を下回っているというものでございまして。ということで、このランク2をいかにランク1にランクアップしていくかということが検討の課題というふうに思っております。そういう中で、耐震化促進計画の中で、それをつくる中で検討されていくというふうに思っております。

また、幼保についてでございますが、これは何度も答弁させていただいておりますが、幼保10施設ございまして、そのうち3施設、幼稚園1施設、保育所2施設の合計3施設しか耐震性がないというようなことで、私どもも早急に安全確保をしなければならない、急務であるというふうに思っております。そして、現在、幼稚園及び保育所の再編整備検討委員会というものを設置してございまして。そして、その中で将来の人口推計等をもとに幼保をどうあるべきなのかというような計画、そして保護者のニーズというものがいろいろございまして。制度的にも認定こども園、そういう制度も新たに発足しています。そういう中で、下田市の幼保をどのようにしていったらいいのか、そういう再編の方向性を今年度中にまとめまして、市の方針とするかどうかについて市で検討していきたいということでございまして。その再編の中で、やはり耐震、子供たちの安全安心を確保しなければなりませんもので、そういうものが計画に反映されますので、その計画に基づいて早急に対応していきたいというふうに考えております。

次に、特別支援員の募集の件でございます。2点ございましたが、関連しておりますものでまとめてご説明をさせていただきます。

まず最初に、2点目の学校教育現場の意見ということでございまして、これは学校サイドは当然有資格者という思いはございまして。そして、我々事務サイドでもそう願っております。まず資格を問わないとするに至った経過についてご説明をさせていただきます。ご理解をいただきたいというふうに考えております。

この平成21年度が始まりました当初、市費で雇用しておりました支援員さん6人につきましては、皆さん教員資格をお持ちの方々、あるいは保育士ですとか、幼稚園の資格を有して

いる方々でございます。そのうち4月に1人が市費から県費負担の方にかわりました。そして、5月と7月にその中のまた2人が今度は中学校の教員の講師ということで採用されたということで、3人について公募をさせていただくことになったわけでございます。これは先ほど議員さんもおっしゃられていました5月臨時会で緊急雇用として予算をご理解いただいたところでございます。そういうことで教員免許取得者、あるいは臨床心理士の資格を保有している方が望まれるというようなことで、5月にハローワークに募集をかけさせていただいたところでございます。

しかしながら、緊急雇用の予算というようなことで、緊急雇用事業補助金交付要綱の交付条件といたしまして、特定の失業者のみを対象とした事業や教員公務員の退職者対策のための事業とならないようにすることという1項がございます、退職された先生方を採用することができないという、応募者が限られるというようなことになっておりまして、5月の補充のときには1人を補充させていただくとどまったわけでございます。そういうことから、残りの2名につきまして、この8月になってこちらで検討させていただきまして、資格はないとしながらも、教員免許があればなおかついいというようなことでハローワークに募集を依頼いたしました。しかしながら、17日を締め切りにしたんですが、応募者がございませんでした。そして、再度、8月24日から同じ条件でハローワークに募集を依頼したところでございます。

そういう中で、私ども教育委員会としましては、教員の資格は持っているのにこしたことはないというふうに考えているんですが、これまでのいろいろな採用を見ておりますと、幼保あるいは教師、それにつきまして、なかなかこの地域にそういう資格をお持ちの方々が少なくなっているということでございます。そういうことから、緊急雇用につきましても学校の中で児童・生徒の学校生活支援というようなことで、そばについていただくことによって生徒に安心を与える、また生徒が学校生活を送っていく上で安定してくるというような、そういう担任の支援に回る役割を務めてもらうという意味合いから、資格なくても意欲ですとか情熱、そういうものをお持ちの方を採用すれば大丈夫ではないかという判断をさせていただいたところでございます。

そういうことから、今後につきましても特別支援や学校生活支援を必要とする児童・生徒に対しましても、一人一人の教育的ニーズを把握いたしまして、児童・生徒の持てる力を高める、あるいは生活や学習上の困難を克服していく、そういう適切な教育ができるような方々を採用して、支援員として配置していきたいというふうに考えております。

次に、太陽光の関係でございます。太陽光発電につきましては、やはり教育的な意義というものは非常にあるというふうに思っております。私のほうからは制度的なものについて少しご説明をさせていただきたいと思っております。

今年の国の補正予算の措置といたしまして、太陽光発電を設置する場合には国庫補助が50%、残りの事業費の半分である地方負担分の90%、つまり全体の45%を地域活性化公共投資臨時交付金が充当できる、そして全体の5%が残るわけなんです、それに地方債を充てた場合には元利償還の半分が交付税措置されるというような、実質的には地方負担が全体の2.5%で済むというような非常に地方にとって有利な制度でございます。

そういうことから、下田市でも設置を検討ということで早速見積もりをとってみました。これ、我々は10キロワットのものをとったところでございますが、一応工事費は総額で1,800万円というものが提出されました。ですので、国の補助といたしましては900万円、そして残りの45%、810万円が公共投資の臨時交付金、そして残りの90万円について地方債というような資金的な計画になるわけです。しかし、国ではこの建設に当たりまして、1キロワット120万円を上限とする工事基準額が決まっております、国といたしましては10キロワット1,200万円の事業とみなすわけです。そういうことから、総額の1,800万円と1,200万円の差額、600万円というものが市単独で負担しなくてはならないということになります。

そういう面と、あるいはとりあえず我々10キロを計画したんですが、設備の1平米当たりには30キロから40キロの荷重がかかるというようなことから、10キロの設備を上げますと72平米程度、1平米当たり35キロといたしまして約2.5トンの荷重が屋根、あるいは屋上にかかることとなります。そういうことから、通常の校舎において屋根ですとか屋上にはそんなに荷重がかかるというような設計はないわけですので、その辺の調査もしなければならぬというようなことがございました。

そういうことから、既に導入済みの市ですとか、あるいは今回の申請というような市の状況も調査させていただいたところなんですが、教育上の効果というものは非常に期待できるんですけども、市の単独費がかなりかかりそうだということ、そして経費の削減につきまして、実際に設置しているところから伺ったんですが、さほど期待ほどではなかったと、そういうようなことを伺っていますので、そういうことから、今回下田市についてはこの制度の利用を見送ったというようなところがございます。

ですが、今回、子育て支援センターというものをつくる中で、太陽光パネルの設置という

ものが予定されておりますもので、そういうデータを検証しながら、今後、下田市の太陽光パネルの設置について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） それでは、再質問させていただきます。

市長の答弁にございましたように平成24年以降、毎年8億円くらいの借金をしても返済額は変わらないという中で、その中で耐震化等の事業費は10億円くらい使えるのではないかとのお話だったと思います。今後、これをやっていく、要するに借金をしないと当然できないということでございますから、経常収支比率も適正とされる70%から80%として推移していくのかどうか、1点お伺いいたします。

それから、教育委員会関係でございますけれども、学校再編にかかわること、幼保に関すること、また再編整備審議会に諮り、どうあるべきか今年度中にとということございました。同じことの繰り返しを何回やるのかと腹立たしい思いで聞かせていただきましたが、今まで幼保一元化その他学校再編審議会、いろいろなところでほぼ同じようなことを繰り返してきたと思われまます。その中で、統合という方向で出しているはずなのにできなかったわけですよ、今回。統合ができなかった、それは地域の皆さんの責任にはいけないんですよ。教育委員会がしっかりとやってこなかったということだと思いませんか。私はそう思っています。そう思っていらっしゃる議員の方もたくさんいらっしゃると思います。

それで、結局は子供たちの安全安心を守るというのが教育委員会の一番の課題ですよ。耐震化計画の中でもやっていくんだという答弁があるわけですから、これをいつまでも同じようなことをやってはしょうがないと思います。公の施設の耐震化であるとか、そういうことに関しましては上下水道課もやっておりますし、ほかにもやっているところだと思うんですよ。再編してやっていかないと、身の丈に合った行財政運営できないというのがあるわけじゃないですか。その中で一生懸命行革を推進してきて、ここまで何とか200億円を切るというところまで持ってきたわけですよ。皆さん各担当課が懸命に努力された結果なんじゃないですか。そこを教育委員会がきちんとやらなかったというのは、そしてまた同じことの繰り返しをしようとしているのはどうも納得いきません。そのところをどう考えるのか1点質問いたします。

それから、特別支援教育についてですけれども、交付金だから資格は問えないということですね。一般財源でやるべきではなかったのかと思いますけれども、そうしたら有資格者で

募集ができますし、学校の退職者教員を使えないという、緊急雇用であったために退職者の教員が使えないという1項があると。退職された学校の先生方にご協力していただかないと人材がないんだから、資格を持っているにこしたことはないといって募集しているんだから、資格が必要だというのはわかっているわけですよ。学校教育課長も私と一緒に視察したわけなんですから、その中でどういう状況だったというのは、よくわかりだと思いますよ。……（テープ交換）……学校側では大変なご苦労の中でやっているんですよ。

それで、この特別支援の対象となるお子さんたち、多種多様なんですね。それは市長なんかにもご理解いただきたいんですけども、とても昔みたいに一つのくくりで済ませられない状況。県教委のほうでも特別支援教室をつくるに当たっては、1人ではつくってはいけないうと。2人以上いないとつukれないというような、そういうものもあるわけですよ。そうすると、できるだけきちんとした形で統廃合して、学区をなくす中で大きな再編をしていくということも一つ重要だと思っています。それはなぜかということ、小学校というのは意外と流動的な、子供さんの情緒とかいろいろな部分で流動的な部分もありますし、地域にできる限り残すという努力は必要だと思うんですよ。6年間過ごすわけですから、自分の地域を愛すということでも。ところが、中学校になってくると進学ですとか、将来のこと、どのような道に進んでいくのかということを考える時期になってきますよね。先ほども申し上げましたけれども、ルールと財政と現状の中で、将来の生徒数を勘案した大規模な統合などして、子供の教育環境を整えていくということも必要だと思うんですよ。その中では、私の言っているのはハード面です、内容面ではなくて。きちんと耐震化もし、学習環境が整い、今の特別支援教室についてもそうなんです。要するに普通学級の中で奇声を上げたりすることもある、そういう子たちがどうしてもいるんですよ。その子たちはしようと思ってしているわけではない。だけど、そこにいることによって子供さんも大変だし、ほかの子供さんも大変だし、その状況を何とか改善してあげたいじゃないですか。それは教育委員会のやることですよ。教育委員会のやることですよ。そこをぐだぐだして、住民の皆さんのご理解が得られないとか、そんな形でやっているとだめなんですよ。きちんと方針を出して、それはありとあらゆる方向からやっていかなければならないんじゃないですか。そのあたりの答弁を教育長からお伺いします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、大変厳しいご指摘をいただいたわけですけども、最初に今回の統合の見送りに至った、この理由を私たちは、決して地域住民の方に責任があるん

だと、こういうようにとらえておりません。これは再編整備審議会に学校のあり方、これは市全体の学校のあり方を答申をしまして、その結果、子供の学習環境を改善すべきだ、こういうことでまずその中で現在の状況を考えた中では、稲梓中と稲生沢中学校の統合をまずはすべきではないか、こういう答申をいただいたと、このように理解をしております。

そして、今回、先ほどもちょっと申しましたけれども、平成22年4月、こういうことが答申で出されまして、そのために私たちもそれに向けて頑張ってきたと。ただ、それにつきましては先ほど言いましたけれども、教育委員会からの一方的な押しつけではないか、こういうような状況の中で十分な理解が得られなかった、これは私たちも反省をしていると、こういう認識を十分持っております。

そして、また同じことの繰り返しをするのではないかと、こういうご指摘ですけれども、議員さんからもご指摘いただいたように、これは下田市全体の学校をどうしていくのか、こういう視点で計画を立てるべきだと、今そういうお話を伺ったようにとらえていますけれども、それについて私たちも全く同じでございます。今回、学習環境の改善、これを私たちは前面に出して進めてきたわけですけれども、実際には財政の問題等もございまして、それに対する十分な裏づけ、これを持っていなかったという面も反省をしております。そういう意味で、先ほど今後も関係各課、関係機関と連携しながら全体的な計画を考えていかなければならないと、このようにお答えをさせていただきました。その関係各課、関係機関、これにつきましては、財政の問題もあるでしょうし、それから子供の通学路の安全確保、こういう問題も含めまして関係各課、関係機関と連携しながら市全体の中での学校のあり方、幼稚園、保育園のあり方、これを検討していきたいと、このように答弁をさせていただいたところでございます。

それから、特別支援教育に関することも、資格の問題が大分お話しいただいたわけですが、私たちが当然ながら子供の指導に関する専門的な知識、あるいは経験を持つ有資格者、この方に来ていただければありがたい、これはもう課長がお話ししたとおりでございます。しかしながら、実際には免許や資格を有し、そして職を希望されている方、この方は講師とか、あるいは市単独の支援員としてほとんどが採用をされている、こういう状況でございます。しかしながら、実際には子供たちあるいは学校が何とか支援をしていただきたいと、こういう現状にある。これについては私たちも十分認識をしているわけですが、特別支援教育の支援員は、支援を要する子供の面倒を見たり、あるいは理解を助けることによって担任を支援していく、こういう方、言いかえれば支援を要する子供の学校における生活を

サポートしていただける方、このように考えてもいいのではないかと考えております。

具体的には周囲に溶け込めない、あるいはじっとしていられなくて特別に手がかかる、あるいは先生の話がすぐに理解できない、こういう子供さんがいるわけですね。そういう子供の支援でございますので、採用に当たりますと、子供を優しく受け入れることができる方、あるいは気持ちをじっくりと落ち着かせる、そういうことができる大変包容力、安心感を持たれている方あるいは持ってもらえる方、子供が好きで子供にかかわることに大変生きがいを感じたり、やりがいを感じたりしている、そういうような方をお願いをする。このことで何とか担任を支援をしていきたい、こういうことで今回、資格を問わないで募集をさせていただいた、この点についてご理解いただければありがたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、再質問の中で市の財政見通しに関連したご質問ということで承りました。先ほど市長が答弁申し上げましたけれども、下田市の財政については今後かなり好転していくというふうな見込みは持っております。ちょっと数字を示させていただきますと、1市3町の合併協議の中で、下田市独自の財政シミュレーションを立てさせていただきました。その中で当然税収につきましては、年々下がるというようなことで1,500万円から2,000万円の減収にはなるだろうということです。また、地方交付税につきましても来年国勢調査がありまして、約1,800人超の人口減につながるのではないかとというふうに予測しております。交付税につきましても、大体1人当たり4万円でございますので、ここで7,403万円ぐらいの交付税の減になるのではないかと試算はさせていただきます。また、国・県の支出金につきましても、事業費によって補助事業等の関係で増減いたしますけれども、横ばいではないかとということで、地方債につきましても、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり高利の起債については元利償還が進んでいくという中で、今後、市の公債費の適正化計画の中で80億円を下回る公債費の水準ということを考えますと、先ほどの答弁にもございましたように借りるお金と返すお金とのバランスを考えますと、8億円ぐらいの起債の枠は確保できるのではないかと。これは臨時財政特例債を加えますと、大体10億円程度の投資的な経費に回る財源が生まれるのではないかとというふうには試算をさせていただいております。人件費については、当然新陳代謝の中で高い給料の方はおやめになって、比較的低い方が入ってこられるということで、その辺についても横ばい、ないし下がっていくという試算をさせていただいております。

そういった意味で、全体的には財政規模は縮小はしてまいります予測でございますけれども、収支バランスからいえば、大体平成26年から収支の収入のほうが上回って、27年ぐらいからはある程度基金の積み立てもできるような形の財政好転に転換していくのではないかと、いうふうに見ております。

具体的には、この議会の中で決算、またご審査いただくわけでございますけれども、平成20年度の決算の状況を見ますと、経常収支比率につきましては88.7%ということで、前年に対しまして1.8ポイント改善しております。また、公債費比率につきましても2.0ポイントの改善でございまして、起債の制限比率につきましても3カ年平均で1.2ポイントの改善状況という形になっております。

ご質問の経常収支比率の推移についてはどうなのかと、70%から80%程度の水準を維持できるのかというふうなご質問でございますけれども、これまで18年度については87.9、19が90.5、20が88.7というそういった動きを示しております。この経常収支比率につきましては、分母によってかなり大きく変動するという要因がございますので、税収等が上がれば当然経常収支比率は下がってまいりますけれども、その辺の見込み、これによって80%台を維持できるのか、あるいは90を超えてしまうのかということはございますけれども、我々財政の担当といたしましては、極力90%を超えない形の財政運営をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 今の財政課長の説明ですと、経常収支比率が90%を超えないということで頑張りたいというのは、余りにも後ろ向きな答弁ではないかと思えます。健全だと言われているのが70%から80%ということでございますので、そのあたりをどう判断していくのかなと。この90を超えないということで財政当局としてはいいのかなと、若干疑問はありますけれども、そのあたりはいかがなものでしょうか。それをもう1点お伺いします。

そして、学校教育課のほうですけれども、本来なら、これは一般財源で行うべきことじゃなかったんですか。特別支援教育のことに关しましては。資格のない人も採用されるということですね。何を根拠に採用するわけですか。子供を受け入れられる優しい人だとか何だとか、そういうことを言っておられましたけれども、きちんと子供を見られる人というか、特別教育支援員として適正な人というのを選ばないと、学校現場では本来先生のサポートをするということで採用するのに先生の足を引っ張ることになりませんか。教育現場の中で、

先生が支援員の方まで目を配らなければならないなんていう事態は起きないでしょうね、このままいって。とてもこのあたりがあいまいで、教育長、丁寧な言葉でご答弁されるんですけども、ぴりっとしないんですよ。それでごまかされては冗談じゃないという話なんですけれども、とてもこれ大きな問題だと思います。本来、一般財源できちんと手当てしなかったものを、財源手当てできなかったからこういう状態になっているわけでしょう、緊急雇用を使うと。この緊急雇用で手当てするという話は一体どこから出てきたのかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 議員のご質問の、確かにご指摘のとおり経常収支比率の健全性という形で言えば、70%台の維持というのが一応目標数字として上げられますけれども、1年や2年で今の下田の財政状況の中から70%台の維持ということは難しいというふうには判断させていただいております。

したがって、この収支比率を改善させていくためには、先ほどの耐震化の問題もそうなんです、施設の統廃合、再編整備、これがどれだけ具体的に進めていくことができるのか、これにもかかわってくるというふうには認識しております。

したがって、究極的な目標数字としましては、やはり70%台の維持ということでございますけれども、直近の財政目標としましては90を超えない、80から70にかけて努力してまいりたいと、こういうふうなことでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 特別支援の関係でございますが、確かに議員おっしゃられますように一般財源で有資格者を求めるのは常道というふうに思っております。その辺で私、予算を要求するほうの担当といたしまして努力不足といいましようか、大変申しわけなく思うわけでございますが、議員にもご説明させていただきましたが、本年度につきまして、やはり学習支援というよりも、ほかの学校生活の中で支援をするような子供が増えているというようなお話もさせていただいたかと思うんですが、そういう子供につきまして、特に持っていればこしたことはないわけでございますが、子供のそばに付き添ってあげることによって、その子供が安定してクラスの中にいらっしゃる、そういうような状況をつくれる方というようなことで、一般の方でも大丈夫ではないかというようなことで指導主事とも検討させていただいて、資格は問わないですが、教員資格があればなお可だというようなことで募集させていただいた状況がございます。

また、県下の中でやはりこの特別支援教室についてのどういう方々がついているかという資料があるわけなんです、例えば富士市あたりでは、学校生活サポートといたしまして19人いらっしゃるようですが、免許ありの方は9人とか、そういうことで、やはりすみ分けと申しましょうか、有資格者の方についていただいたほうがいい児童・生徒、そうでなくても先ほど申しましたようにクラスの中での安定ですとか、そういうことで有資格者でもなくてもできるのではないかと思われること、そういうすみ分けができるというようなことで私も対処できるというふうに判断させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように新年度、今後につきましては、できるだけ有資格者を配置できますように努力させていただきたいと思っております。議員からは教育委員会事務局しっかりしろというようなエールを送っていただいたというふうに理解したいと思えます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 別にエールを送っているわけではないので、冗談じゃないよということですよ。こんなことでは子供の学習環境を守れないからしっかりやってくれなくては困るという苦情です。私、一度もエールを送ったことないんですけれども。

今のご答弁ですと、努力不足であったということを課長は言われたわけですがけれども、障害のある子供が、軽度の障害の子供さんも含むんですけれども、一般の方でも大丈夫だと、有資格者でもなくてもできるという判断ということによろしいんですね。その1点です。

それから、今、企画財政課長のほうが統廃合がきちんとできなければということをおっしゃいましたけれども、ここは学校教育課にかかっていると思います。きちんと施設の統廃合をやらないと下田市の財政そのものが悪くなるということをご承知だと思いますけれども、今までやってこられなかったことを大急ぎでやらなければならないわけですよ。いろいろな状況を勘案しながら、大変厳しいですけれども、今までやってこなかったんだからしょうがないですね、しっかりやっていただかないと。

その辺のことも含めまして副市長にご答弁いただきたいんですが、今回のこの特別支援教育のことに對して、どうもはっきりしないところがあるんですけれども、有資格者でない、緊急雇用の予算でこんなことをやってしまったということに對して、いかが考えるのかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 確かに今、課長が答弁をさせていただいたように緊急雇用の関係

等々、国の制度を最大限活用したいという思いも一方ではありました。それからやはり、学校教育現場のことですからできれば有資格者という思いもございました。そういう2つのいろんな条件の中で、有資格者もなかなか集まらないというような報告もございまして、今回はこのような形にさせていただきましたけれども、言われるように単独費でやるべきだったということでございますけれども、一方では、今議員がおっしゃるように標準財政規模も含めたこれらの経常収支比率を上げないという方法の一つとして、数字的には一般財源を使おうと、国の制度を使おうと同じではございますけれども、やはり全体の予算の枠組み、執行の中でできるだけ単独費も節減したいという思いもございまして、今回こういう形にさせてもらったわけでございますけれども、議員の言われることは十分に理解をいたしますので、その指摘につきましては、今後十分に生かしてまいりたいと思います。

議長（増田 清君） これをもって7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位5番。1、夏の海水浴と観光交流客数の状況と市内経済の実情について。2、市内経済再生のための長期的戦略的経済政策の必要性について。3、さきの衆議院議員選挙の結果について。

以上3件について、5番 鈴木敬君。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 政新会の鈴木敬です。通告どおりに一般質問させていただきます。

まず、1点目は、この夏の海水浴客来遊状況と市内経済の実情について。

今年の夏は異常でした。梅雨明けが観測史上最も遅い8月3日までずれ込んだこと、またエルニーニョ現象のためなのか海水温も上がらず、台風9号の影響もあってか遊泳禁止の日が何日も続きました。追い打ちをかけるように震度6弱の静岡地震が襲うなど、自然災害が続出しました。社会的、経済的な領域においても100年に一度と言われる世界同時不況から抜け出せずにいます。また、高速道路のETC利用者に対するどこまで走っても料金1,000円策の影響、さらには8月30日投票の衆議院選挙の総選挙の与える心理的な影響、選挙のと

きには人が動かないと言われていました。追い打ちをかけるように夏としては異常ともいえるインフルエンザの発生、この秋には新型インフルエンザが大発生するのではないかと予測されています。このような自然的、社会的な異常事態の多発により、この夏の観光は大打撃を受け、来遊客数は大幅減となりました。

しかし、実感としては大変な夏だ、惨たんたるありさまだと思っけていても、実際に統計的には対前年比でどのくらいの落ち込みなのか。また、ここ5年、10年の流れで見ると今年の状況はどのように位置づけられるのか。海水浴来遊客数、宿泊客数、水族館など観光施設の入場者数、それに伊豆急、神新汽船や東海バス等、交通機関の利用客数など、統計的に明らかにしてほしいと思います。

また、商店、飲食店やその他各種事業所等、きっちりした数字を出しにくい業種についても対前年比でどのような成績であったのか、売り上げで何%くらいの増減となったのか、今年の夏の景況について明らかにしてほしいと思います。

そして、それらの統計的數字の意味するものは何なのか。今年の夏の市内經濟の状況をどのように認識するのか、まず市長の見解をお聞きします。

夏の観光の落ち込みは、秋以降の下田の經濟に大きな影響を与えます。夏、稼げなかった旅館、ホテル、民宿や、いわゆる観光関連業界では秋以降、廃業や倒産の危険性がますます大きくなってきています。また、来遊客が旅館、ホテルなどにお金を落としてくれなければ、町の商店や飲食店にもお金が回らず、シャッター通り化がますます進みます。これまで喫緊の緊急經濟対策として国の全面的な補助を受け、緊急雇用創出事業約4,300万円、ふるさと雇用再生特別基金事業約1,000万円、地域活性化・生活対策臨時交付金事業約1億1,900万円、地域活性化・經濟危機対策臨時交付金事業約2億8,000万円などなど、総額4億5,000万円以上の事業が既に実施され、あるいは予算化され、現在進行形となっております。

事業内容としては、市民文化会館の改修や市道土浜高馬線や敷根公園の改修工事、あるいはごみ収集車両の買い換えや、さらに学校ICT環境整備としてのパソコン購入や子育て支援センター建設などなど、現在緊急に必要とされている事業に資金が手当てされ、それが市内に循環していくことによって、市内經濟のカンフル剤としての役目を十分に果たしているのではないかと思います。

しかし、この夏の観光の落ち込みによる經濟的打撃は半端なものではありません。秋以降、さらなる追加的な緊急經濟対策を必要とするのではないかと思います。この点、市長はどのようにご判断なされますか、お聞きします。

同時に、この経済的苦境を打開していくためには、目先の喫緊の緊急経済対策だけでなく下田市の経済の仕組み、あり方を根底から見直し、長期的な経済戦略を打ち立て、市内経済を再生させていく政策が必要であると思いますが、この点では市長はどのようにお考えですか、お聞きします。

下田市の経済は明らかに衰退、縮小しています。観光は長期低落傾向にあります。平成13年に386万人あった観光交流客数は平成20年には332万人にまで減少しています。また、平成14年に673店存在した商店の数も平成19年には593店にまで減少しています。第1次産業就業者人口、農業や林業、漁業の従事者も平成12年の国勢調査では768人、平成17年にはそれが710人にまで減少しています。それから4年たった現在では700人を大きく下回っているのかもしれない。このように下田市の経済は年々下降線をたどり、経済規模は縮小していております。何とかしなければなりません。

まず、なぜこのようになってしまったのか、原因を探り出さなければなりません。いろいろな要因が考えられますが、一番大きな要因は時代の波に取り残されてしまったことではないかと思います。下田の町の黄金時代は昭和30年代後半から50年代にかけてであったと思われます。伊豆急行の開通と高度経済成長時代の幕開けで、日本全国から伊豆半島先端の下田の地を目指して人々が集まってくるのではないかとさえ思われました。その当時、下田の経済は地場産業たる下田ドックやカツオ漁など遠洋漁業の基地としての漁業、そして宿泊を中心としたいわゆる観光と3つの大きな柱がありました。

しかし、その後、高度経済成長時代が終わり、バブルがはじけていく中で下田ドックは姿を消し、水揚げ高の減少とともに漁師たちの威勢のいい声も消えていきました。唯一残った観光も、ほかに有力な産業がなくなってしまった、観光しかなくなってしまったというような状態で、町を支えていくだけの経済的な柱としての力は年々小さくなっています。

この間、社会全体を見れば、情報通信の分野を中心に技術革新が進み、携帯電話が1人1台にまで普及し、また交通手段の発達も1世帯に1台という車社会の到来をもたらしました。

これらの社会変化は、特に経済においては生産から流通、消費への一連の過程に大きな変革を起こしました。郊外型大型ショッピングセンターの乱立や産直販売の広がり、さらにはテレビ通販やネット販売などは、商業や農林水産業のあり方に大きな影響を与えました。また、高度経済成長やバブルの時代などを経験してきた国民の観光に求める内容、ニーズも変わりました。とにかく時代は大きく変化しています。蛇足ながらつけ加えれば、先日の衆議院選挙で自民党が大敗したのもこの時代の変化をつかみ切れなかった、対応し切れなかった

点にあるのではないかと思います。

今の下田は、これらすべてを包括した時代の変化についていけない、対応できない、時代に取り残された状況にあると思われませんが、市長はこの点はどのような認識をお持ちですか、お聞きします。

そうであるすれば、今、下田がなすべきことの第一は、このような時代の変化の中で、下田市をどのような町につくり変えていくのか。日本全国ほかにはない下田の魅力、個性をどうつくり上げ、日本全国に発信していくのか、その中身を明確にしていく作業だと思います。下田の町の進むべき方向性をはっきりと指し示すこと、長期的な経済戦略を打ち立てること、1市5町の合併が破綻した今、最低10年間以上は下田市は単独で生きていかなければなりません。下田の町のこれからの方向性、長期的戦略について、市長の考えをお聞きします。

そして、長期的戦略を打ち立てたならば、その実現のための政策が必要となります。政策の第1としては、社会的インフラ整備の推進が挙げられます。社会的インフラ整備には、電気・ガス、上下水道、道路、情報通信、医療や年金、それに教育などが数え上げられます。これまでインフラ整備というと主に道路整備のことを指しました。しかし、今、インフラ整備といえば情報通信、医療や教育が課題となっております。中でも経済的には情報通信のインフラ整備が急がれます。

静岡県の作成した「しずおか光ファイバ整備構想」において、1、光ファイバーなどの情報通信技術の飛躍的進歩は、時間や距離といった制約を乗り越え、瞬時に世界的規模での情報交流を可能にする。このポテンシャルを最大限に生かすため、光ファイバーなどによる情報ネットワークの利活用を促進し、地域の情報化を進め、豊かな県民生活と地域経済を基盤とした地域振興の実現を図っていく。

2、県民生活の利便性を向上し、安全・安心・快適な社会を構築していくために情報ネットワークを活用した住民の行政参加、交流の促進及び新たなライフスタイルの確立を図っていくとともに、医療・福祉、治安・防災対策、環境保全、道路交通等の分野において光ファイバーなどの利活用を促進していく。

3、地域経済を活発化させ活力のある地域として振興していくために、既存産業における経営改革や効率化の促進、新産業の振興、他県や全世界からの企業誘致や観光誘客においても光ファイバーなどの利活用を促進させて、県内のさまざまな産業活動の活性化を進めていくとつたわっております。

問題は、光ファイバー導入のための初期投資に多大な資金が必要だということです。私は

3月定例会においてもこの問題について質問しましたが、そのときの当局の答弁では「初期導入経費として約16億円が必要である」とされました。「国の補助金を受け入れても4億から6億円ぐらいは市の負担が生じるから今の状況では無理だ。できない」という答弁でした。しかし、その後、国の緊急経済対策としての地域情報通信基盤整備推進交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金を申請すれば、16億円の事業が1億1,000万円の負担、実に総事業費の約7%の負担でできるという話がありました。ところが、市はこれを申請しない。なぜ申請しなかったのか、初期投資とその後の維持管理全般にわたって何が問題だったのか。そもそも情報通信インフラについてどのような認識を持っているのか、市当局の説明を求めます。

政策の第2は、下田の唯一の基幹産業である観光について。

この観光についても先ほど来述べているようにもはや時代に取り残されている。国民の求める観光ニーズにこたえられていないのではないかと思います。まず、これから5年先、10年先の下田の観光はどうあるべきか。いや、下田をこんな観光地につくり上げるぞというビジョンを打ち上げるべきだと思います。その上で2点ほどお尋ねします。

まず、第1点は、外ヶ岡交流館について。

外ヶ岡交流館、道の駅こそ下田の観光の核となるべき存在である。道の駅を下田の総合的観光情報センターにすることによって、下田のすべての観光資産が有機的なつながりを持ち、新しい価値を生み出していく。そして、この作業を観光協会が主体的に担うことによって観光協会の自立も図られていくと私はかねてから主張してきました。

外ヶ岡交流館に指定管理者制度が導入されて3年目、今、指定管理者の契約更新の時期を迎え、私にはこの3年間、外ヶ岡交流館が変わったという実感を持つことができません。下田市公共施設利用推進協議会の答申においても、「従来の設置目的に固執する余り、今後の発展的な活用や展開などの明確なビジョンが示されていない。これは行政としての責務の欠如であり、市民の財産である施設を十分活用できていないことになる」と記されています。市長は、外ヶ岡交流館について明確な方向性、ビジョンを提示する必要があると思いますが、ご見解をお聞きします。

また、この施設については補助金の縛りがあるから自由な施設の改修ができないと言われていますが、具体的にはどのような縛りで、その縛りはどのような法的根拠に基づいているのか、当局の説明をお聞きします。

次に、観光政策についての2点目、景観について。

かねてから私は、観光のキーワードは景観と地産地消だと主張してきました。下田市も景観条例の制定に向けて、この12月定例会に条例案を上程すべく、今、詰めの作業に入っていると聞いております。そんな中、先日の全員協議会において、旧南豆製氷所の登録有形文化財指定抹消、建物取り壊しの説明がありました。建物所有者からこれ以上の維持保全是無理だとの意向が伝えられ、市も了承したとのことでした。

しかし、異議があります。あの旧南豆製氷所の建物は、かけがえのない下田市のまち遺産であり、下田市の財産です。何としてでも残さなければいけません。旧南豆製氷所の建物があるかどうか、残されるのかどうかによって、これからの下田の観光のあり方が変わってきます。「豊かな自然と歴史のまち下田」といっても、旧南豆製氷所の建物を残せないような町では、歴史を語る資格がありません。市が購入し、耐震化するのは困難な状況にあると言いますが、この9月定例会の補正予算に庁舎建設基金積立金として1億円が計上されております。確かに今の市庁舎はいつ地震で倒れてもおかしくないほど老朽化はしていますが、今すぐ建て直さなければならない状態でもない。旧南豆製氷所の建物は今すぐ手当てしなければなくなってしまう。庁舎建設資金を旧南豆製氷所の購入資金に振り向けることを要請します。土地だけでも相当の価値があります。耐震化については少しずつ時間をかけて進めればよいと思います。何よりもあの建物を残すんだと明確な意思表示をすれば、保存に向けた寄附金募集活動などもはずみがついてくるのではないかと思います。市長の見解をお聞きします。

最後に、先日の衆議院選挙の結果についてお聞きします。

選挙の結果は、ある程度予測されていたこととはいえ、かなり衝撃的なものでした。一夜にして日本の政治的風景が一変してしまったかのようでした。政権党が自民党から民主党にかわってしまった。また、ついせんだっての静岡県知事選挙においても、自民党系の知事から民主党系への知事へと交代しました。1地方自治体の上部構造が2つとも権力交代したその影響はどのようなものがあると市長はお考えですか。それとも政権与党がかわっても、基本的には地方自治体の行政には影響はないとお考えですか、お聞きします。

教育長にお尋ねします。

昨年9月の定例会での一般質問で私は、教育長に教育の政治的中立性についての質問をしました。そのときの答弁で教育長は、「教育にとって人権がしっかり守られるということが大事だ。そういう意味で教育行政には政治的中立が必要だ」との趣旨を述べられました。今、総選挙の結果、政権党となった民主党の中で、日教組出身の輿石東参院議員会長は、去る1

月14日の日教組「新春の集い」において驚くべき発言をしております。「政権交代にも手をかす。教育の政治的中立性などと言われてもそんなものはあり得ない。政治から教育を変えていく」また、「永遠に日教組の組合員であるという自負を持っている」とも発言しています。この発言に対して、民主党内部から何ら批判的な意見が出なかったとも聞いております。

このような人物、このような党が政権党となったとき、教育の政治的中立性とはどのような意味を持つのか、教育長にお聞きします。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 質問の途中でございますが、ここで午後1時まで休憩します。

午前 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、5番 鈴木敬君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の夏の海水浴等、観光交流客数の状況ということで市内経済の状況、こういうふうに関連してご質問がございました。まさに今年の夏につきましては、議員がおっしゃるように梅雨明けの遅れとか、台風の襲来、それから地震、いろいろな自然要因、インフルエンザの関係ということで出足もとまってしまったというような、いろいろな要因が絡んでまいりました。またよく言われております高速道路の関係によりましては、先般の日経によりますと、本当に伊豆地方は落ち込みというような数字がはっきり出ておりまして、その反面、東北とか四国、比較的遠隔地のほうにお客さんが流れたということで、大分いろいろなダメージが重なった夏であったというふうに思います。

今年の経済状況というのをどういうふうに認識をするかというご質問でございますから、これは私に限らず市内でご商売をやっていらっしゃる方、特に夏の経済、やはり一番忙しい時期という中でこのような結果になったのは大変残念なんです、要因はいろいろ今言ったような形があるわけでありまして。とりあえず観光協会等からの報告をまとめますと、今年の夏の前年対比、宿泊客は91%、伊豆急下田駅の降車人員が93%、海水浴のお客様の入りが84%、各観光施設が80から95と、このようなことが報告をされています。やはり一昨年の梅雨明けが遅れた時期もさらに下回る結果が報告がありました。ということで、こういう数字

から見ますと、やはりこの入り込み客を当てにしている商店とか飲食店、各事業所等の売り上げも同程度にやはり落ち込んでいるというような形で見るとかなと、こんなふうに思っています。

それによりまして、この夏が終わった秋に入りましてから、秋以降の緊急経済対策が必要ではないのかと、こういうことにつきましては、とりあえず今回の9月議会にもお願いしてございますが、幾つかの緊急経済対策を盛り込んであります。特に市内業者が受注可能な事業として1億6,837万円4,000円という補正予算を上程させていただきました。これにつきましても例年ない規模で財源の可能な限り予算計上させていただいたものであります。

4月14日に予算執行の打ち合わせをやったときに、予算の前倒しというようなこともこの執行の打ち合わせ会の中で市の職員に公共事業の取り組みについて、できる限り早期発注に努めてくれということで、上半期の契約率については80%以上目標にして事業を出しなさいという指示をしたところ、7月までの4カ月の数字を見ますと、発注工事のほうでも83%ということで執行されておるということで、前倒しの予算執行ということで、少しは円滑に工事のほうも回っているのかなというふうには思っております。

住宅リフォームのほうも、現在、9月の申し込み期限があるわけでありましてけれども、この推移を見ながらもう少し使いやすいということであれば、今後、補正対応していきたいという思いがあります。このような形で景気対策も少し考える必要があるのかなというふうに思います。

もう1点、長期的な経済戦略を打ち立てていく政策が必要ではないのかというご質問でございますが、この長期的な景気戦略というのを具体的にどういう意味で言っているのかちょっと理解が難しいところでありましてけれども、こういう景気の問題につきましては長期的に行政だけで政策をつくるということは難しいというふうに思います。これは世の中の市場の機構の問題とか、あるいは金融関係の動きとか、本来国がやるべき景気対策、経済対策に対して、我々みたいな地方自治体がどこまで関与できるかということになりますと、自治体の財政力とか、人的資源の影響ということが出てくるわけでありまして、地方の小さな都市が単独に長期経済戦略というようなものは、なかなか行政が作り出すことはできないというふうに考えているところでありますが、これから第4次の総合計画をつくっていくわけでありましてけれども、この中に産業振興というものも当然触れることとなります。こういう中で市内の経済団体等と調整をさせていただきまして、論点の1つとして取り上げるということは可能ではないのかなというふうに思っているところであります。

それから、ご質問の中で、今の下田が時代の変化についていけない、対応できない、時代に取り残された状況にあるというご指摘でございまして、これは市長の思いはどうなのかということでもありますけれども、これは決して下田だけに限ったことではない。下田が取り残されたということではない。例えば、下田ドックの問題におきまして、対応が悪かったから下田ドックがなくなったというわけじゃない。当時の人たちの認識が足りなかったからドックがなくなったのではない。やっぱり造船不況というものがあって、その中で時代の変化として下田ドックもなくなってしまったという見方をしないと、常にそのときのそこにいる人たちの思いがないから、そういうものがどんどんなくなっていくという問題ではないというふうに思います。特に今は環境問題とか少子高齢化とか、人口の減少がある中で、こういう問題点は全国どこでも同じ状況で、都市部を除いては起きている状況ということをまず認識をしなければならないということで、特に下田が周辺の町に比べて著しく影響を受けているというわけではなくて、同じようにみんなが影響を受けているわけでありまして。

ですから、私にその認識を問われても、下田が時代の変化に取り残されたというような議員のご指摘に対しては、そうじゃないだろう、みんなそれなりに一生懸命努力をして生き残ろうという形の中で、全国的な流れに少しずつ押されてきているというような認識をしないと、これから決して右肩上がりの経済になるわけではありませんから、そういう中で社会のシステムとして行政が、そこに住む人たちが最低限どういうふうに安心して、健康もしっかり持ちながら生活できるかということ、そういう制度確立は行政がしっかり責任を持っていくべきでありまして、行政が経済をつくり上げていくというのは大変今難しい。それは応急的なことはできるんでしょうけれども、長期にわたってそういうものをつくっていくというのはなかなか難しいという認識であります。

長期的な戦略ということは、下田市も合併が壊れたから単独でいくという中で、長期的戦略、これも市長の考え方ということでもありますけれども、これはもうずっと何年来言ってきました。今の下田市の長期的戦略というのは基礎的体力をつけなければだめだよと。これをつけなかったら何もできないという中で努力をしてきたわけでありまして。

ですから、従来やっております行財政の改革というものをやはり全庁挙げてやっていくということがこれからも戦略的には必要であると。これはもう限られた人的資源、それから限られた財源という中で運営できるような行政体をしっかりつくっていくというようなことを踏まえまして、この第4次の総合計画の策定の中である程度のことは明示をしていきたいというふうに思います。

やはり下田のまちの方向性ということを考えれば、今の状態であれば、漁業もなくなった、議員がおっしゃるように造船という産業もなくなったということであれば、やはり観光を総合産業というような位置づけにしていくしか、今の方向性はつくれないと思う。ですから、議員がおっしゃるような地場産品の発掘、ブランド化、それから今頑張っております体験観光、こういうものとか、下田の暮らし、食の提供、いろいろなそういう宝をどうやって出してきて、これを官民が一体となって連携をしながら盛り上げていくというようなことが今後の長期的戦略の中には当然必要な考え方として、やはり市民がみんな一緒になって頑張るといふような仕組みづくりはつくっていききたい、こんなふうに思います。

合併によって本当に小さなまちで、また頑張らなければならないという立場になりました。そういう中で、この下田の場合は、先ほどから言っているように決して今、まだまだ財政的に恵まれているわけではありません。そういう中で行財政改革というのをしっかり取り組んできたわけであります。その中で、今後もやはり身の丈に合った行政運営というのを念頭に置きながら頑張っていかなければならないのかなということでございます。

議員とはいつもこの議会で少し感情的になってしまう部分があって、なかなか認識が一緒にならないという部分があります。何でもかんでもできるという時代ではないという中で、先ほど少し財政の見込みも前の議員の質問に対しても答えましたが、着実にそういう努力をして、あるときからはそういう財政の努力が投資的経費にも生まれ変わってくるというようなことは、しっかり我々は財政部局と打ち合わせをしながら努力をしているわけでありますので、今からこれもやりたい、あれもやりたいというようなことは、借金ができない中ではなかなか行政の力としてやっていくのは難しいというふうにご理解をしていただきたいなというふうに思います。

あと、社会的インフラ整備の問題で光ファイバーのことに関連して、前の議会でも答弁させていただきましたが、これは少しその後の総務省の考え方等が……（テープ交換）……出てきましたので、我々も真剣にこの光ファイバーは一体何だと。この地区に本当に必要なのかと。あるいはそれだけの投資効果があるのかと。今の財政力でそれをやって今後の維持管理に問題が出てくるのではないかとか、あるいはもうこういう部門でありますからどんどん情報の進んできますという中で、何で光ファイバーばかりにこだわるのかと。もっと先に行けば時代が変わって、もっと違う安価にできるようなものができるのではないかとというようなところまで議論はさせていただきました。一番詳しい企画財政課長のほうから、少しこの辺の議論を、あるいは下田市が今回の総務省の提案になぜ飛びつかなかったのかというよう

なことも含めて答弁させていただきたいと思います。

観光の面で外ヶ岡の交流館の問題に触れられました。これもなかなかしっかりした基本的な方針が出ないんじゃないか、あるいは補助の関係で縛りがある、その縛りというのは一体何だというようなご質問でございます。これにつきましても、観光交流課長のほうから答弁をさせていただくように言っております。

景観の関係で、南豆製氷の存続要望が議員のほうから出されました。全協の中で詳しく説明をさせていただきましたが、今の段階では所有者のほうから、登録有形文化財をとにかく抹消してほしいという申し出を受けて、今進めておるところであります。大変長い間努力をしてきたんですが、難しくなった去年の段階で、とりあえず保存というのが、金もない、先々行って耐震化をしていくものも計画的につくれないという中で、今現在に至っているわけであります。その中で、今でもやはりこの南豆製氷というのは残したいという思いは、私には人一倍あります。しかしながら、現実というものが目の前にぶら下がってきますと、なかなか厳しいというのが正直な考え方です。

最後に、さきの衆議院議員選挙の結果ということで、市長としての考え方、それから何か影響があるのかということでございます。さきに知事選がありました。知事がかわられたわけですけれども、僕は知事というのはそれほど党派というものに、党の力というのはそんなに影響が出てくる立場ではないというふうに思います。やはり静岡県民みんなに目を向けた施策を打っていかなければならないということで、たまたま私が支援した知事とはかわった知事でありますけれども、これからはやはりそういう面では、下田と県との関係というのは当然大きなウエートがあるわけです。また、いろいろな諸課題を抱えている中で、知事もいろいろなことを聞いていただく機会というのは今まで以上につくっていくべきだという認識を持っております。

しかしながら、国の関係につきましても、これは国会議員という立場での選挙でありましたので、ちょっと知事とは違う立場だと思います。いわゆる党が国の政策をつくっていくというような形でありますので、かなり今までとは違った我々の中にも動きが出てくるのではないかなというふうに思います。まだどういうふうになるのかはよくわからないんですが、新聞等だけを読んでいる限りでは、いろいろな法律改正が出てきたりということで、例えば今まで国から来る財源という問題、あるいは国の施策の中でお願いしてきたことが実際に実行に今までどおりされるのかとか、あるいは今つけられている補正予算の中でもすべてが予定どおり執行されるのかとか、この補正予算はもしかしたら見直しをされて、ある程度のも

のが制度としてなくなってしまうのではないかと、こういう問題は実際には心配はあります。

特に全国市長会におきましては、いろいろな問題点、心配なものにつきましては、今申し上げましたように平成21年度の補正予算の凍結問題とか、それから自動車関係の暫定税率がなくなったときかなりの影響が出てくるなという問題とか、子ども手当の問題とか、高速道路の無料化等、あるいは農業の個別所得補償とか、こういう関連の市長会として心配しておる11項目プラスその他ということで、これは政府のほうに市長会として申し入れをするというような形で今進んでおるところでございます。まだ選挙後、地元の国会議員の先生ともお会いをしていませんので、今後、我々地域が要望していることが今までと同じように支援がいただけるのかどうか、これはまだわからないということでの不安感を持っているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私のほうは鈴木 敬議員さんのほうから最後にご質問いただきました輿石参議院議員会長の発言問題ということで、大変答弁することが難しいご質問をいただいたかと、まずこのように思っておりますが、議員さんの質問をお伺いして、私自身もこのように発言されたということについてどのように理解をしいのかな、大変理解に苦しむというところがございますけれども、まず、教育の場というところは、子供の人格形成、それから豊かな人間形成育成に資する、そういう場であると、このように考えています。だからこそ、教育は個人的な価値判断あるいは政治的、宗教的な影響力、こういうものから中立であるべきだと、このように思っています。

今回の選挙の結果、政権が交代することになりますけれども、私はどの政党が担うことになったとしても、やはり人権が守られ、豊かな人間性の育成ができる、そのような教育環境をつくってほしい、このように願っています。そういう意味では、教育の中立性というのは守られるべきであると、このように思いますし、今回、このように発言されたという真意は私にもわかりませんが、よりよい教育の仕組みをつくっていくと、こういうような意味であってほしいかと、このように思っています。下田市におきましてはこれからも教育の政治的な中立性、これを持ちながら教育行政を進めていきたい、このように思っております。

どのように、これからこういう政党が政治を担ったときに教育の政治的中立性がどういう意味合いになっていくのか、こういうことについて十分なお答えにはならなかったかもしれませんが、今の段階ではこれ以上の答弁は大変難しいかと、このように思っております。

ころでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 議員のご質問の中で社会的なインフラ整備、特に情報通信のインフラ推進という観点でご質問ございました。今回の地域活性化・公共投資臨時交付金制度、これによる光ファイバー整備についてどのような理由で申請しなかったのか、どういう認識を情報通信に対しまして抱いているのかということでございます。

確かに、情報通信のインフラ整備につきましては、議員お考えのとおり基盤整備の重要性は感じているところでございます。今年の3月議会で関連のご質問がございまして、それに対しまして市長、また当時の担当課長、ご答弁させていただいているところでございますが、このときの情勢については民設民営という、そういった形でのご答弁をさせていただいたところでございます。これに対しましては、議員のご質問の中にもございましたように業者が事業実施した場合には約4億円、市が直接やった場合には6億円程度の初期投資が必要になるのではないかなというようなことで、この整備をいたしましても損益分岐点という形の中で92%、1万世帯を超えるような世帯の加入率がないと、民設民営の場合には採算ベースに合わないということで、非常に難しいところがあるというようなお話をさせていただいたと思います。

その後、議員のご指摘のとおり国の施策によりまして、公共投資臨時交付金を活用して初期投資、今の試算ですと大体16億円超の施設整備に対しまして7%、約1億1,000万円の初期投資で基盤整備ができるのではないかなというふうに試算されております。ただ、これは公設民営という考え方の中で生まれてきているものでございまして、これにつきましては、将来の維持管理、ランニングコストについては具体的に言及されておりません。我々はこのお話がありましたときに、初期投資で確かに7%程度、1億円少しの金額で整備は可能であるということでございますけれども、これをランニングで見た場合どの程度の負担になってくるのかということをお考えますと、毎年経常的な経費として2,000万から3,000万円程度の負担が発生してくるということでございます。公が施設整備をして民に貸し出すスタイルをとりますと、契約の形態というのが、ご承知かと思いますが、IRU契約と言いまして長期継続契約みたいなもの、20年とか30年の長期の契約の中で、途中で片方の意思をもって契約解除できないというような、そういう契約が必要になるわけです。これについても、市長の答弁の中にもございましたように、現在は光ファイバーというのが情報通信技術の主流を占めて

いる状況でございますけれども、この技術というのは、もう日進月歩を乗り越えて日に日に進歩している状況にあります。したがって、これから将来、光ファイバーが情報通信技術の主流としてなり得るのか、陳腐化していくことはないのかどうかという、そういう見きわめも必要になってまいります。

既に衛星通信を利用した衛星でのインターネットとか、あるいは携帯電話の多機能型の機能を使ったようないろいろな通信技術の進歩、こういったものは既にもう出てきております。したがって、今後、見通しをしっかりと立てた上でないと、なかなか巨額の投資は難しいというふうには考えています。

また、この通信技術を利用して、例えば企業の誘致とか、観光客への利便性の向上とかということもありますけれども、観光客への利便性の向上の一つとしましては、前にもお話し申し上げたことがあろうかと思うんですが、スポットでのサービス提供、そういった形での対応は可能性はあるというふうには認識しております。このスポットでのサービス提供というのは、例えば道の駅にそういったパソコンへの接続の機能を置いたり、あるいは図書館へ配備したり、市民文化会館へしたりというようなことは、これから検討の中では決して不可能なことではないというふうに考えておりますけれども、まだそこまで煮詰めた議論はなされていないというのが現状でございます。

したがって、今回この公共投資臨時交付金の事業に乗らなかったというのは、今申し上げましたとおりランニングコストの問題、それから、例えばこれをNTTと契約をしますと、NTTの今の回線というのがほとんどが東京電力の電柱を利用して架設しております。そうしますと、東京電力との架設契約というのがまた別途発生してまいりまして、電柱の移設とか、維持管理等への費用負担とか、こういったものも加味しますと負担がかなり重くなってくるということ。

それから、基本的な行政の内部的な問題でございますけれども、この情報通信技術を利用してどのような行政サービスの向上につなげていくかということです。当然、こういった情報通信技術が高度化してまいりますと、双方向でのサービスの提供という形が発生してきますけれども、残念ながら今の下田市ではこの情報通信技術を利用した基本的な方針というのがまだ定まっておりません。ですから、住民に対してこういった情報通信のインフラを通じてどのようなサービスを提供していったら、またどのようなサービスを住民のほうから受けとめてくるのか、そういった双方向性のサービスについての計画がこれから立てていく必要があるという中で、現段階ではまだ時期的に熟してはいないのではないかという判断をさせて

いただきました。

それから、情報通信のインフラについてどのような認識を持っているかということに對しましては、当然これからの社会の中で、ユビキタスというようなどこでもだれでも同じような情報を入手できて、それを利用してハイクオリティな生活に結びつけていくというようなことは必要になるわけですので、これから先、継続的にこの問題に對しましては検討を加えてまいりたいと。具体的には、この第4次総合計画の中で、第3次の計画にも盛り込んでありますけれども、それ以上に踏み込んだ形の計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、観光交流課のほうからは、市長のほうから全体的な観光の関係を答弁いただいたので、数字的なことをまず答弁させていただきます。

最初にありました5年、10年の来遊客数の変化ということで、調べられる範囲だったんですけれども、まとめてみましたので、主なところをちょっと報告させていただきます。

まず、宿泊客数につきましては、10年前からの比較ということで10年前から見ると80%、今年度の数字ですが、それに対して10年前から2割減ということですね、5年前から見ると89%と。海水浴につきましては、10年前から見ると68%、5年前から見ると88%ということになっております。この辺は自然要因もありますので、必ずしも的確かどうかわかりませんが、減少傾向にあることは間違いのないものというふうに感じております。

それから、伊豆急の駅の降車客数ですが、これはやはり10年前から比較して81%、5年前から見ると97%という数字が出ております。

そして、少し細かいことをお聞きになられたということで、バスの関係ですが、東海バスさんのほうから聞き取り調査をしたところによりますと、10年前から見ると56%、かなりこれは落ち込んでおります。5年前から見ると93%という数字が出ております。

そして、船のほうですが、神新汽船さん、これにつきましては、海の荒れ模様とかということでかなり不規則なんですけれども、10年前から見ると53%、5年前から見ると65%というふうに残念ながらすべてのものが減少傾向にあるというふうに思います。

そして、それぞれの観光施設でございますけれども、これは一つ一つ挙げますと時間がなくなりまして、全体的に各観光施設の総計を見ますと、10年前から見ると、ばらつきがありますが、63%から88%ぐらいまでの数字になっています。それから、5年前から見ると

78%から96%ということで、やはり全体的な減少傾向というふうなものが見られます。数字についてはこういったところでございます。

それから、先ほどの長期的ビジョンについてですけれども、観光について若干具体的に述べさせていただきますが、観光の長期的なものについては当然総合計画等で決められておりますけれども、基本的には来遊客受け入れ態勢の整備、自然歴史資源の活用、景観の整備、広域ネットワークの形成ということで、抽象的なものですが、そういったビジョンを持っております。現在、先ほど市長も申しましたように第4次計画に入るところでありますので、その辺についてはいろいろな状況を考え合わせまして、観光についてもいろいろな検討をしていきたいと思っております。

具体的に現在進めている方向としましては、昨日も岸山議員のほうから質問がありました内容にある、海洋浴の里、これをとにかく進めていこうと。今まで資源がいろいろ多くて焦点が定まらなかったという点がいろいろご批判もありますので、これ1本に絞るわけではありませんが、これをとにかく中心にやっていこうという思いであります。それから、当然従来からのイベント、黒船祭、水仙まつり、あじさい祭りといったものについては、財源の厳しい中ではございますけれども、充実させていくというつもりであります。特に花のほうについては環境整備を積極的に進めてまいります。あと、やはり町歩きというのが今あれですので、ミステリーツアーなど、いろいろ経費のかからないイベントなどを継続してやっていきたいというふうに思っています。

実は、今ちょっと取り組み始めたということで、これは知っておいていただければと思いますけれども、平成20年に国の観光庁が新設されまして、同時に観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律というものができました。それによって、国内全域に観光圏というものを整備しようということになりまして、20年度に全国で16地域、それから21年度で14地域ということで認定されております。静岡県では浜名湖観光圏というのが1カ所、21年度に制定されまして、実は県のほうからも伊豆のほうでつくらないかというお話が観光推進協議会のほうに、13市町で構成されているんですが、ありました。ただ、伊豆は一つといってもなかなか観光の目的、向いている方向が違うということで、伊豆観光推進協議会での統一した観光圏というのが無理だということが過日の観光推進協議会の幹事会の中で結論が出たわけでございます。

そういうことでありますが、何とか下田南伊豆地区かなり共同しているいろいろな動きをやっていますので、とりあえず下田南伊豆地区で手を挙げてみようじゃないかということでピッ

グシャワー実行委員会、それから観光協会、旅館組合さんの若手の方々を中心に、もちろんこれは行政、県と市町が入らなければなりませんので、そういった団体、協議会をつくりまして、この観光圏の認定を受けようと。3年目に入りますので、恐らく今回がもう最後のチャンスだろうということで、2月の申請になります。それでまだ、大まかな観光整備計画、そして実施計画というものを今アイデアを出し始めているところでして、先日、数日前ですが、第1回の会合を持ったところなんです、南伊豆の観光協会、観光課、それから下田の私たちとビッグシャワーの面々、旅館関係の関係者集まりまして、10人ぐらい集まりまして協議を始めたところです。

この認定を受けた場合、ソフト、ハード事業への国・県の補助、それから農山漁村交流プロジェクトというのが今別にあるわけですが、こちらのほうにも若干の支援、交付金の交付を受けられる可能性もあると。そして、大きなメリットとしては、旅行業をやる場合には普通は旅行業管理者というか、国家試験を受かった人間がいけないとできないというそれなりのお金がかかるわけですが、これが要するに観光特区というような形になりますので、これについて旅館、ホテル等による、観光協会でも構わないんですが、旅行業者の代理業が可能になるということで、自分たちでこの観光圏、それからその周辺の地域に対する旅行商品の販売が可能になるという大きなメリットがあります。また、もう一つ大きなメリットは、観光圏に指定されるということで、国が対外的にPRするときに伊豆は観光地だよと、残念ながら外国に対しては伊豆という言葉がまだまだメジャーではありませんので、そういう意味では名を知っていただくためのメリットもあるということで、何とかこの認定を受けたいというふうに考えております。

今動き出したばかりですので、伊豆急さんとか、交通関係者にも入っていただいて、今声をかけているところですが、何とか認定を受けたいと。4月が認定のときになりますので、それ以降の事業計画を2年、3年、4年と補助も受けながら、小さい事業もいろいろ出てくるとは思いますけれども、これからアイデアを出していくということで、結果がどうなるのかわかりませんが、何とか頑張っていきたいと思っておりますので、ここについてはぜひ議員さん皆様方のエールを送っていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、外ヶ岡交流館についてですが、議員もご承知のとおり外ヶ岡交流館は国のリーディングプロジェクト事業として認可を受けております。今後も平成29年まで地方交付税ということで約6億円が措置されることになっております。また、県のほうは補助金ということで新世紀100年まちづくり交付金を7億円当初いただいて建設されたものです。

このため国・県の若干の先ほどの縛りということで、施設の目的外転用ということになりますと、当然国・県への協議が必要になります。地方交付税の関係と県の補助金による法令の関係、もし目的外転用となりますと、仮にですけれども、交付税措置の停止などということも可能性があるということになります。先日、下田市公共施設利用推進協議会の今後の発展的な活用、展開などの明確なビジョンを求める答申をいただいております。これは十分尊重して対応していきたいと思っております。この目的外転用につきましても返還等が発生することがないように方法も考えていかなければなりませんので、その辺については慎重に対応していきたいと思っております。

もともとこの施設は、開国のまちづくり踏海編として構想されたものでありまして、当初の下田ドックや下田港地域の再開発などいろいろな事業が目白押しだったんですが、ニチメンの撤退などがありまして、いろいろ全体が大きく変化してしまったと。そういう面で今、現状こういう状態になっているのかなという気もいたします。

ただ、踏海編の目的として挙げられている歴史の再認識、故郷の再発見、新たなにぎわい、触れ合いの場の創出などは、これはもう重要なコンセプトでありますので、現在の交流館の運営ビジョンの核と今でもなり得るものと考えています。

交流館につきましては、12年度ですから約9年が経過しようとしております。この間、平成15年11月、道の駅として認可を受けて、平成19年からは指定管理者制度、株式会社アドミニスター下田が管理運営をして、道の駅は駅長を観光協会の事務局長が兼務している状態です。平成20年度、昨年度です、ハーバーミュージアムにJGF Aのカジキミュージアムを併設していただきました。今年度は今入っておりますけれども、ふるさと雇用事業によるアンテナショップ開設など、市民ギャラリーの有効活用もある程度図ってまいりました。

今年度は、今動いている最中ですがけれども、指定管理者の更新の時期に当たっております。現在、下田市公共施設利用推進協議会の答申に基づいて指定管理者の募集をしているところであります。一応9月30日まで募集がありまして、11月には指定管理者選定委員会の中で最終的な答えをいただくと。12月の議会で指定管理者の議決をいただくという予定をさせていただいております。指定申請には恐らく道の駅の観光情報センターとしての機能強化、それから維持管理に関する提案は当然出るかと思っておりますけれども、新規自主事業もいろいろ盛り込まれるというふうに聞いております。これは観光協会が主導でやるんだという強い意志を示しておりますので、この辺には大きい期待を持っているところです。

施設の本来の趣旨も大事ですし、これは尊重しなければなりませんし、この施設の持つも

ともとの教育的側面も十分に活用しながら、観光をメインとして、拠点として運営していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） まず、観光の数値、今年の夏の状況、数値、海水浴客等々の、交通関係等々の数字と同時に、私としては市内の商店、あるいは飲食店、あるいは各種事業所、それらはどうだったのかというのをあわせてお聞きしたはずなんですけれども、それについての一切のお答えがない。そこら辺はどうなっているのか。観光協会に対してはいろいろ数字を出してくれというようなことでアプローチしたと思うんですが、会議所に対してそういうふうなことをやったのかどうなのか。僕も会議所ちょっと聞いてみたんですけれども、全然そんなことないよ、何も言ってこないよということだったんです。そこら辺の本当に市内の業者どういうふうだったのか、景気どうだったのかということ、僕も聞いたんですけれども、実際お答えがない。そこら辺についてももう一回返答をお願いします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） これについては会議所等、正式に確かにお聞きはしておりません。ただ、過去からの経緯もあるんですけれども、具体的な数字がなかなか出せないという話も聞いておりまして、直後のことだったこともありますので、なかなかこれは簡単に出る数字ではない。個々の事業所、例えば商店街にしろ、飲食店にしろ、料飲組合さんにしろ、入っていないところが多いですので、とりあえずまとめようがないということで、今回この数字は無理なものとして公表がしようがないという判断をいたしました。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 8月の終わりから9月の初めにかけて、商工会議所、職員何人も回って市内138社調査しております。どのようだったのか、前年比に対して売り上げはどうだったのか。まとまったものがあります。これ今日の会議所、まだ正式にはではないというので伏せておこうと思ったんですけれども、こういうふうなものも出ています。そこら辺、だから全然会議所に聞いていないわけでしょう。会議所もこういうふうなものをつくってあるんですよ、現実に138社に聞き取り調査やって、今年の夏の売り上げどうでしたのを、あります、数字的には、これ全然やっていないということじゃないですか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） すみません。大変申しわけないです。私はその存在を知りま

せんでしたので、それはおわび申し上げます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、一番最初に聞いたのは、今年の夏の観光客の入り込み状況、それとそれらが与える市内の経済はどうなのか。どこまで落ち込んでいるのか、どこまで体力があるのか。この夏の落ち込みというのは今年だけじゃないわけですから、毎年少しずつ落ちてきている中で、旅館、ホテルの廃業等々も現実問題として幾つかありますし、あとこれももっと増えてくるのかもしれない。市内のお店もどんどん今消えております。ここ1年、随分スピードが速くなっています。そこら辺の現実のまず状況というのを数字的にちゃんと把握した上で、じゃどうするのか、対策を本気になってやっていかなければいけないのかなというふうなところから、まず数字的なところを押さえてほしいというような要請を出したわけなんです。観光課ですので、観光関係に関しては一生懸命調べていただいたと思いますが、商店、事業所あるいは建設等々も含めていろいろな事業所はどうだったのかということ、むしろ産業振興課のほうのエリアだと思うんですけども、そこら辺何の調査もしてもらえなかったというのは非常に残念です。もう一回しっかりとそこら辺の現状の認識というのをやっていただきたいなというのが1点です。

それと、あと長期的な問題、私が時代に取り残されているんじゃないのかというふうなことを言いましたが、要するに観光客が何を求めているのか、どんどん変わってきていますよ、海水浴客の減少というのは何ですかと。どういうわけで海水浴客が減ってきているんですかと。海水浴そのものに対するお客さんの、あるいは観光客のニーズも変わってきているんじゃないですか。今までどおりに、ただいい浜があって天気がよければお客様がいっぱい来ますよというだけでなくして、もっと海水浴場に何か求めている、あるいはもう海水浴場では飽き足りない、お客さんのニーズが変わってきているんじゃないのか、そこら辺をどうやってしっかり把握するのか、認識するのか、そこから観光施策というのはまた変わってくるんじゃないかというふうなところで、そういう把握をしなければ、ただ去年と同じことをやっているだけでは時代に取り残されてしまいますよ。現にそうなっているんじゃないですかというところから言ったわけなんです。現にこの数字の落ち込みは、そのような観光客のいろいろなニーズの変化についていけなくなっている。新しい求めるものを提供できていないから、こういうふうになっているんじゃないですかと。

それをどうやったら提供できるのか。この町は何を提供するのか。そこをちゃんとはっきり明確にして、自然で売るなら自然をもっといい自然をつくるように努力する。歴史で売る

んだったらもっと歴史的なものをちゃんと保存し活用していくというふうなことをしっかりやらなければ、もう今までどおりのやり方ではだめですよ。

インフラ整備の情報通信もそこまでやっていかないと、確かに初期投資もいろいろ大変ですし、金もかかります。でも、金がかかってもある程度やるべきことをやって投資していかないと、町は生きていけないんじゃないですか。お金がないからやりません。全国ほかのところもだめ、だめな同士が腕組んで、おれたちだめだなど、しょうがないじゃないですか。生き抜いていかなければならないんだから、生き抜いていくためのツール、道具、それがもし情報通信のインフラをちゃんとすることによって、より市内の業種、商売もうまくいくなら、あるいは外からの観光客も呼びやすくなるというふうなものであるならば、投資しなければいけないんです。

そのようなことがなければ、僕はただ目先のお金がある、ないだけじゃなくして、だから10年、20年生きていくためにこの下田の町は何を武器とするのか。何をツールとするのか。そこらのことをちゃんと検討して、戦略を立てて、どうしても必要なものは投資をしますというふうな考えでやっていかなかったら、いつまでたっても時代に取り残されますよと、そういうふうに言っているんです。そこら辺でもう一度市長の考えをお聞きします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 投資をしなければその地域の活性化はない。これはもうだから先ほどから言っているように、議員と僕の考え方がちょっと違うという、その辺があるわけですね。前々から言っているように、私は行政というのは経営だという感覚でやらせてもらっています。ですから、ただ要望があるからそれをやりなさいというだけでは、政策的に大きなお金を投資していくというリスクはしょいたくないわけです。そういうものが完璧に地域の活性化になる、あるいは誘客に結びつくというものであれば、これは真剣に当然検討してやらなければならない。だけど、よそにあるからここもやらなければだめだ、お客さんの要望があったからこうだというようなことは危険過ぎる。それだけの財力に余裕があって、ちょっと試しにやってみようかというようなことは決してできないという認識を持たないと、あなたは何でもかんでも、こうやりなさい、ああやりなさいというけれども、それじゃ経営なんか成り立たないです。そういうつもりでやっているところが、私とあなたと、ちょっといつもずれを感じるなということがあるわけです。

例えば海水浴の問題にしたって、海水浴のお客様のニーズをとらえて設備投資をするどうのこうの、いろいろな問題が出てきます。お客さんはどんなニーズを持っているのか。でも、

今の状態の今年の海水浴場のお客様の入りを見たって、やはり白浜というのは何もなくても一番あれだけのお客様が来てくれる。だから、果たして何かをつくればそこにまたさらに集まるのかというようなことじゃなくて、やっぱり行政もそんなに何でもかんでも分析をして、そこに行政が全部資本投資をするというわけじゃないんですね。やっぱり民間の方々の努力でその地域の繁栄ということがあるわけですから。議員のおっしゃることはわかります。

さっきの資料だって、自分は持っているんだったら、何もここで聞かなくて、こういう資料があるんだよと。これに対してどうだという質問にしていただければもっとスムーズに議論もいくんじゃないかと思うんだけど、その数字を教えるといっても、実際には大変申しわけないんですが、役所では調べていなかった。でも、あなたが持っているわけじゃないですか。それだったら何も聞かずに、逆にそういう資料を持っているということに対して、あなたたちは持っているのかということをお出しにしていいただいて、やっぱり議論を進めるべきだと僕はちょっと今のお話を聞いていてそう思いました。行政がなかなか各お店に行って、今は百三十軒とおっしゃいましたけれども、そういうところに入って行って、今年の売り上げはどうだったんですか、そのデータはどういうデータなのか、売り上げなのか、お客様の入りなのかちょっと僕はわからないんですけど、会議所でそういうデータを持っているのであれば、例えば議員のほうから、そういう提案を担当課のほうにこういうのが出ているんだから、ちょっとこれを分析してよとか、そういうようなやり方でやっていかないと、町の元気さというのは生まれてこないというふうに思っています。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） まずこの資料につきましては、実は手に入れたのは今朝です。見たのも今朝です。なぜ今朝かといったら、前からこういうのをつくっているということは、実際に私のお店のほうにも聞きに来たりしましたので知っています。それがいつできるかに関しては、その間、会議所のほうに、おい、これはいつできるんだ、一般質問したいと思うんだけど、それまでに間に合うのかと何回も言って、ああだこうだと、やっと今朝手に入れた状態です。ただ、それは私の立場であって、市のほうだって、市が本当にこういう情報を、数字を得るとすれば、会議所に相談すれば、会議所のほうは、私個人に対するよりは市のほうによほどお互いに連絡して数字のやりとりはできると思います。そういうことをやらなかったということを言っているわけであって、これを私が持っていて出さなかったからどうのこうのという問題じゃないと思います。市がやればもっと早くちゃんとしたルートでこういう数字は手に入って、今頃市のほうの発表として、実は商店はこういうふうな状況だという

ことを発表できると思いますよ。やらなかったんじゃないですか。やらなかったのを、僕が持っているからと僕のせいにされてもそれは困ります。市の責任じゃないですか。

それと、100%これをやったら絶対大丈夫だ、そんなものはないわけじゃないですか。こうやったら絶対100%見返りがある、成果があるというようなもの、前の5,000円キャッシュバックのときもそうだったけれども、やるのだったらこれだけの効果があるということを実証、数字を出してから提案しろとかと言われてましたけれども、いろいろそうなんですけれども。結局、こうやったら100%絶対成功するよとか、見返りがあるというふうなものというのはそんなにはないと思いますよ。ただ、ある程度こういうふうなことが必要だ、こういうふうにしなければならない、こういうふうなことをしていくことによって、自分たちは、あるいはこの町は生きていくんだというふうな、それはそこで議論して、みんなで議論して、じゃ、こういうふうにしようということやすることなんです。でも、みんなで議論したからって、100%それが絶対成功するなんて保証なんかどこもないですよ。だから、情報インフラだってそうです。情報インフラしたから100%よい町になるなんていうことは、だれも保証してくれません。ただ、今の状態より、よりよくしていくため、あるいは今から10年、20年下田の町が生きていくために、そういうふうなものが必要であると。情報をもっと整備していくことが、下田の町が生きていくためには必要であるというふうなことの合意をみんなですれば、これは投資すべきであると。それを投資の効果を30%、50%、100%にするのはそれぞれの町のやり方、みんなのやり方だけれども、こうやったから100%保証されるなんていうことはないですよ。でも、やらなければならないということじゃないですか。それをやらないと、先ほど観光課長が言いました10年前に比べて何%、みんな落ちているわけじゃないですか。去年と同じことをやったらどんどん落ちていくんだから、現実に数字がそうになっているわけでしょう。それでみんな苦しんでいるわけじゃないですか。どんどん観光が弱くなって、市内経済がどんどん落ちていると数字に出ているのに、やらないで、やらない理由ばかり言って、それで100%保証があるものを提示しろとかいったって、それは無理ですよ。

とにかくこういう10年間、ずっと下田の町の経済落ちている。それをどうやったら上向きにしていくのか、再生できるのかということ、そのために何が必要なのかということを実際にちゃんとみんなで議論して、提案していく。それが長期戦略だし、それに基づいた政策だと思っんです。そういうふうに考えていかないと、これはちょっと下田の町は危ないんじゃないですか。もう一度お願いします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） こういう問題で余り議論はしたくないんですけども、ただ、まず議員から事前にいただいた中に、各事業所等あるいは商店等の実績がどうだったのかということの質問に対して、明確に担当課のほうから答えられなかったというのは、これは行政の怠慢だと思います。これは今言ったように、あなたは今日の朝それを手に入れたということであれば、担当課のほうで商工会議所に聞けばそのデータがあったということですね。ですから、それをやらなかったのは行政の怠慢ということでおわびを申し上げたいと思います。

ただ、たしか昨日でしたよね。藤井さんが新病院の財政力のことについてご質問があったけれども、いいよと、これは通告してあったけれども、これは手に入れたからこれはいいですということがありましたよね。それに引きかえると、あなたは持っているながら、それをあえて質問をして、答えが出なかったら、おれは持っているんだよというような議論をやられてはたまらないと。それを僕は言ったわけですよ。先ほど言ったように、持っているんだたらいいよと。だけど、持っていないんだたらそれは怠慢だよということを追求してくれればいいと思います。

それはもうおわび申し上げます。例えば産業振興のほうで、ちょっとそういう質問が事前にあるよということであれば、そういう努力をして、やっぱり答弁をするべきだったということでおわび申し上げたいと思います。

しかしながら、投資の問題については、僕は100%成功しなければやらないと言っているんじゃないですよ。やっぱり大きなお金の投資をする問題については、いろいろな角度から分析をしてやらなければならない。だから光ファイバーのことだって、確かに総務副大臣から、下田やったらどうという電話を二度もいただきました。だから我々も真剣に検討したんです。だけれども、光ファイバーという問題自身が、今も衛星が上がって、これが先々どういうふうに変わってくるかわからないというような状態の中で、やっぱり担当課としても、市長、光ファイバーばかりやってもだめじゃないですかと。どんどん今課長が言ったように日進月歩じゃないですが、もっとそれ以上のスピードで進んでいるということを考えると、大きなお金の投資ということは、全市民にその負担をしていただくような形になるわけです。ですから、全市民がいい結果が得られるようなものでなければ、我々はトップとして簡単にそれをやるよ、飛びつこうというわけにいかないと、そういうお話をさせていただきということです。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 光ファイバーに関しては、全く同じことを前に企画財政課長のほうと

そんな話もしまして、そんなこと言っていたら、日進月歩だといったら、じゃ、いつ取り組んでいいのか、取り組んだらすぐまた古くなってしまったら、ずっと指をくわえて見ているのか、そんな話もしましたけれども、どこかできっかけが必要だと思うし、きっかけをつくるためにはある程度の確信、見通しがなければというふうな、そういう意味で現状、市長がそこまでの確信が持てないからもう少し様子を見ようというようなことはそれとして、答弁としてお受けいたします。

もっと大事だとか、どうしてもここで聞いておきたいのは、南豆製氷の問題なんですけれども、これまで全員協議会等の説明においては、やむを得ないのかなというふうな市の判断だと思いますが、私としても田中さんにお返しするという時点で、ある程度所有者のほうの判断でどうにかならないのかというふうな、それでも仕方がないなというふうには思ったんですが、でもオーナーとの若干の個人的なつながりだとか、若干のその人の意見なんか聞いて、まさかこんなに早く取り壊しに動くとは、ちょっと思ってもいなかったので、もう少し維持していただけるのかなと思っていただけなんです。こんな早く展開したのでちょっと焦ったところもあるんですが、たまたま今回の補正予算で1億円の余裕ができたというふうな、これは庁舎建設のために大事なお金なんですけれども、庁舎自体だってこの庁舎、いつ地震で壊れるかわからないような庁舎ですので、少しでも早く建て直さなければならないというのがありますが、それよりももっと南豆製氷、今どうするのか、買うのか買わないのかというふうなことが問われているので、私としてはこの1億円を何とか購入のほうに向けてもらいたいというふうなことで……

議長（増田 清君） 3分前です。

5番（鈴木 敬君） もう一回考えていただきたいというふうに思います。

それともう一回、購入の面に関して、前に町の人からも聞いたんですけれども、ほかに、現オーナー以外にもあの建物を購入してもいいよ、できたら購入した後、市に寄附してもいいよというふうな人物がおられたと。市長もその人と一回お会いしている、話もしているというふうなこともありまして、そういうふうなことがもう一回、もし市がはっきりした方針、市が維持するんだという方針を出せば、その人ももう一度、いろいろ寄附なのかどうなのか、考え直してくれる可能性もなきにしもあらずというふうな話もちょっと聞いたりしていたもので、ここは市がはっきりとあの建物を維持するんだというふうな方針さえ出せば、お金のほうは少しは何かなる余裕が、今現状できているのではないかというふうに思うんですが、そこら辺のところ、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 余裕はできておりません。今日説明した中で、確かに1億円のものは庁舎の建設基金のほうへ積むということをお願いをしました。でも、やはり我々は政策の中で優先順位というものをつけないといけないという立場があります。そうすると常に物事が起きて、じゃ、庁舎は関係ない、これをこっちへ持って行ってしまおうということで、多分今までの庁舎の建設という問題がどんどん先送りされてきたという経過があるかと思えます。しかしながら、我々は今、戦略会議の中におきましても、やっぱりこの庁舎の建てかえというのはやはり優先してやっていこうという位置づけの中で、今回は基金をという形で、ない中を積ませていただいたというご理解を、決して余っているからそっちへやっておいて、南豆製氷はよしたんだというようなことではないということだけは理解をしていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 最後にもう一度言いますが、南豆製氷の建物はかなり古びた建物で現状危険です。そのまま放っておくとそのまま自然崩壊するかもしれません。でも、あの建物は歴史的にもいろいろな意味で価値があります。そういうふうな建物を残すのか、残さないのか、あるいは残せるのか、残せないのか、そこにこの町の、観光地下田としてのこの町のアイデンティティーを問われてくると。かつて下田小学校、お金があるとかないとかで取り壊してしまった。今、同じような状況に南豆製氷の建物があると。この建物を残すのか、残さないかによって、あるいは残せるのか、残せないかによって、この下田という町がどういう町なんだということがそのまま問われてしまうというふうなことであると私は思っているわけなんです。そういう意味で下田の原点にもなるのかもしれないというふうなことで、大事な建物だと思います。ですから、何回も言うんですが、目先の1億、2億じゃ済まないような、そのような問題であると何回も私は要請します。

要請して、質問を終わります。

議長（増田 清君） これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 8分休憩

午後 2時18分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位 6 番。1、共立湊病院の南高跡地への移転新築について。2、桧沢林道沿線の産業廃棄物処分業許可申請に対し不許可を求める市民要望について。3、廃棄物行政の改善について。4、市内経済対策とまちづくりについて。

以上 4 件について、1 番 沢登英信君。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。順次質問をさせていただきます。

共立湊病院の南高校跡地への移転新築についてですが、病院としてこの地域での湊病院の新築は、伊豆地域の住民の命と健康を守る中核病院として、ぜひ実現をしなければならない大きな課題の一つであると思います。

そこで、まず石井市長の決意と、今、この問題で何が課題となっているのか、問題となっているのか、市長のお考えをまずお伺いをしたいと思います。

次に、伊豆地域の第 2 次救急病院は現在ご案内のように湊病院と西伊豆病院しかございません。新病院では、10名の常勤医師のうち 4 名の先生が救急担当に置かれる予定と聞いておるわけですが、救急件数はこの新病院で何件くらいを扱う予定なのか。今、1,500件からの救急の件数を扱っていると聞いているわけでありますが、第 1 次と第 2 次の患者がそれぞれ合わせて現在の共立湊病院にかかっていると、こういうことでは 1 次と 2 次の混在している中では、なかなか医師が過労になる、そのような状態もあって、改善が求められているところであろうかと思えます。

そういう意味で、この新病院の充実、建設とあわせまして、具体的に第 1 次の救急体制をどう改善、進めていくかということが差し迫った課題であろうかと思えます。休日夜間の救急センター方式にしていくのか、あるいは新病院の中で対応を時間的に、例えば 7 時から 9 時まで第 1 次の対応をすとかという案も出ているようでもあります。それとも、全く現状維持のままで在宅輪番制のままなのか。今日の平日の夜間は河井先生にほとんどお世話になっていると、こういう現状ではないかと思うわけであります。賀茂地区の医療審議会での課題とは思いますが、賀茂医師会の先生方との協議はどのように現在進められているのか。下田市がリードしていく必要があると思うわけでありますが、市長の見解をお尋ねをしたいと思います。

第 3 に、新病院ができれば直ちに産科の設置がなされるという考えは、まさに幻想ではないかと私は思うわけであります。産科医 1 人に小児科医が 3 人必要ということでは、医師の

人件費だけでも1億円余りを超えるということにならざるを得ないと思います。このような合意は、病院組合の運営委員会、各首長間においてもされていないのではないかと思うわけであり、具体的には今ある臼井産科医院が存続できるかどうか、そのために支援をするということが具体的な課題ではないかと思えます。多くの産科医が医療裁判に直面をしている今日、無過失補償制度を創設し、産科医の賠償責任を軽減すべきである、こう思うわけであり、この点についての市長の見解を伺いたい。

4点目としまして、共立湊病院の跡地は1市5町によります共有の財産、また湊病院組合の財産であるわけですが、南伊豆町民のための診療所をつくれればよいということでは済まされないと思うわけであり、静岡県企画部総合計画室が示しました資料によりますと、現病院敷地は処分をして建設資金を調達するという計画になっているようであり、売り払うような利権の対象にしてはいけないと思うわけであり、伊豆医療圏での福祉のサービスの向上のための利用計画が検討されてしかるべきと思いますが、市長の見解をあわせて伺いをしたいと思います。

次に、松沢林道沿線の産業廃棄物処理業の許可申請に対し、不許可を求める市民要望について質問をさせていただきます。

ご案内のようにこの業者は過剰搬入を繰り返し、焼却炉の違法操業に対します改善命令や業務停止命令をも無視し続け、平成11年4月27日、処分業の許可の停止を受けたわけであり、その後、平成16年4月、そして17年11月に二度の申請をし、それぞれ平成16年9月17日、18年5月8日に県はこの二度の申請にわたりまして不許可処分をしたわけであり、そして、平成20年11月14日、三度産業廃棄物処分業許可申請書及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請書を提出いたしました。この間、市当局、市議会、住民が一体となって地域の自然や生活環境を守るため、今回も不許可とするよう要請をしまいたわけであり、とりわけ1万2,862筆の住民、静岡県知事が株式会社ワイティービジネスに対し産業廃棄物処分業の許可をしないことを求める署名、6月1日、この署名を持って県知事に市長も提出されていると思うわけであり、しかし、いまだに静岡県知事は不許可の処分をしたと聞いていないわけであり、

そこでまず、川勝静岡県知事の対応についてお尋ねをいたします。最近、川勝知事は、直接石井市長に条件つきで許可しようとする方向を示唆したと、こういうことが言われているわけですが、具体的にどのような連絡が知事からあったのか、まず明らかにしていただきたいと思えます。

そして、9月1日、関係3区の区長とともに、そのための対策会議を持たれたそうでありますが、どのような会議で何が決められたのか、その会議の議事録等、この議会に提出していただきたい、こう思うわけであります。

住民の合意なきものは許可せずの姿勢を県知事に貫いてもらう必要があると思います。市長が条件闘争をするというようなことであれば、これはまさに住民に対し裏切り行為をすることになるのではないのでしょうか。この業者に処分業の許可が出されると、再び市外からの産業廃棄物が大量に持ち込まれ、観光を中心とした下田市のまちづくりにも重大な悪影響を及ぼすことが心配されると思います。県が許可するとすれば、その不当性を市民みんなで追求をする。2人に1人が署名し、当局も、議会も、市民の意見を県が無視をするということになると思うわけであります。住民の合意のない申請を許可できるのか、まさに町を挙げて法的にその判断を仰ぐべきであるとは私は思うわけであります。

また、4度の県の改善命令が果たされていないために業の取り消し処分をしたわけであり、また、したがって、1万平米もの過剰持ち込み、平成11年4月に不許可となるまでのこの11年余り、業者がどれだけの数量の産廃をこの焼却炉に持ち込み、どう焼却したのか、灰はどれだけ出たのか、その状態は放置されたままで、何ら明確にされていないわけであり、皆さんのお手元に平成9年当時の自然破壊と廃棄物公害を防止する住民連合会の訴えのチラシを配らせていただいておりますが、まさに煙をもくもくと出しております。この焼却炉は当時のワイティの焼却炉であります。その裏に積まれておりますこの産廃も同様に同じ業者のものである。その下の小さく見えます煙突は、大伴産業の焼却炉も写されているわけであり、このような状態が再びこの下田市にもたらせるというようなことは、何があっても避けなければならない。知事に訴えてまいらなければならないと思うわけであり、

さて、皆さん、県知事に働きかけ、要求をする一方、市長の権限でできる対応を早急にとるべきであると思います。第1に、さきの6月議会でも私自身提案させていただきましたが、林道の管理条例を制定し、例えば4トン以上の通行禁止を含めました規制、または土砂や産廃の交通規制を串本町や日向市の林道管理条例を手本にして早急に制定をすべきであると思います。

また、県に倣いまして、市外からの大量の廃棄物が持ち込まれ、不法に焼却または埋め立てが行われないように、市外廃棄物の処理に関する条例を制定すべきであります。いかがでしょうか、市長にその姿勢をお尋ねをしたいと思います。

なお、市外廃棄物の処理に関する条例は、平成16年9月28日、議員提案をされたものであ

ります。この中にも多くの議員の皆さん、賛同いただいて議会に提出いたしました、残念ながら廃案となった経緯があるわけであります。

さて、3点目として、この業者は下田市長あて上申書を平成21年6月5日提出しております。「謝罪すべきは謝罪する。対立する気持ちは一切ない。許可取り消しを真摯に受けとめ、細心の注意を払って、再開にご理解を賜りたい」と上申しているわけであります。その一方で、3区の区長あてには、この業者の弁護士より通知書が5月15日、7月2日、7月10日、3回も届けられております。その内容は、「署名活動上の疑義の説明が発覚した場合は、損害賠償請求訴訟等のしかるべき法的措置をとらざるを得ない」という内容の通告書であります。このようなことに対抗できる法的支援体制をとる必要があると思います。市長もかつて自ら弁護士費用を出されたと思いますが、区長つまり行政協力員に対します支援制度を早急につくるべきであると考えますが、当局の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

例えば区長会に弁護士費用を積み立てる口座を設けるとか、弁護士事務所は個人ではなく合同法律事務所等と契約すべきと思うわけであります。あわせて当局の見解をお尋ねいたします。

次に、3項目めの廃棄物行政の改善についてお尋ねいたします。

市のごみ焼却場は、昭和57年3月稼働し27年が経過したため、焼却場の改良事業が平成19年、20年と2カ年で煙突と焼却炉の改良が5億8,540万円の借金をし、7億4,000万円余りをかけて行われたわけであります。焼却炉の改修はロータリードライヤーを取り外しましたが、その結果、布団等のごみを小さく切り刻み、ピット内でごみをクレーンでばらさなければならぬ、こういうことになったようであります。大変な粉じんと悪臭が漂う職場となったわけであります。プラットホームにはとても入れない夏場の状態でありました。夏場、1日200台を超える持ち込み車がこの焼却炉に来ているわけであります。直ちにシャッターを閉め、あるいはあきができるようなそういう施設が必要だと思ひますが、シャッターは中側も外側も壊れているという現状であります。市民サービスの点からも、またそこで働く労働環境から言ひましても、早急に改善すべき状態にあると判断をいたします。また、大変な7億からのお金を使いながら、なぜこのような改修になってしまったのか、その事態を予想していなかったのか、当局にお尋ねをしたいと思ひます。

次に、ごみの持ち込み状態はどうなっているかお尋ねします。その実態を明らかにしていただきたいと思ひます。持ち込みを減らし、定期的な改修にのせるような改善を今図るべきではないでしょうか。また、指定ごみ袋の利用はどう減量化に効果をもたらしているのか、

改めてお尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、粗大ごみの取り扱い委託料について、その推移をまず明らかにしてください。少し前までは1トン5万5,000円のうち3万円が処理費、2万5,000円が清掃事務所から西本郷の栄協メンテナンスまでの運搬費、計5万5,000円だと言ってきたわけでありませう。これが平成21年4月1日から22年3月31日まで処理費が5万6,000円、運搬費は9,700円、合わせて6万5,700円とされているわけでありませう。このような契約を結んでいるわけでありませうが、さらにリサイクルの分別収集されたものは、1トン1,700円で清掃事務所から栄協メンテナンスまで運ぶとされておりませう。このような契約金額の根拠を明らかにしていただきたいと思ひませう。

また、リサイクル分別廃棄物の収集運搬業務について、まさに毎年1社随契でありませう。3,440万、3,000万円を超える随契が1社とされ続けてきているわけでありませう。この点につきましても業者内に立ち入り指導をする必要があると思ひませう。その作業の指導をするだけでなく、経理状況もきっちりと調べる、利益を上げているのか、上げていないのか、こういう調査が必要と思ひませう。処分業の許可を与えている、まさに俗に言ひませうと、第2清掃工場的な許可証をこの業者に市は与えているわけでありませう。こういうことからいきましても、経理まで含めた検討がきっちり必要ではないかと思ひませうが、そのような観点をもちませうのか。

家電4品目の問題のときに、年に2回、この業者に指導に入る、こうお約束をされたと思ひませうが、どのような指導をこの業者にされてきたのか、あわせてお尋ねをいたしましませう。

4点目としまして、古紙類、アルミ缶などリサイクル品の流れとその販売実態についてお尋ねをいたしましませう。具体的な事例の1つとしまして、栄協メンテナンスには粗大ごみを処分する許可があるにもかかわらず、平成21年4月から栄協メンテナンスへの持ち込みを受け付けず、清掃センターに持ち込むように言ひませう、こういうような情報がありませうが、これが事実かどうかお尋ねをいたしましませう。もし事実だとすれば、なぜそのようなことが起きるのか。また一般廃棄物処分業の許可は家電4品目は現在扱っていない、こういうことから考えましませうと、この許可証は取り消しをすべきではないかと思ひませう。

さらに、粗大ごみの中に他の地域の粗大ごみ、あるいは産廃の廃棄物が一緒に隠されているのではないかと、こういう疑問も出されているところでありませう。これらの内容についてどう調査をしているのか、そういう事実があるのかないのか、これもお尋ねをいたしましませう。

栄協メンテナンスが自社で運搬した粗大ごみを清掃センターに持ち込み、きちんと仕分け

せず、めちゃくちゃな放置をしていく、市職員が毎日2時間余り残業をして整理をしなければならぬ、こういう事実があるのかどうか。もう1社の天城サービスにつきましては、きっちり指導が行き届いているのに、この栄協メンテナンスへの指導は不十分である、こういう職場の意見もあるようではありますが、どう事実を認識をされているのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、市内経済対策とまちづくりについてお尋ねをいたします。

石井市長は、合併しなければよいまちづくりはできない。財政が困難になり、将来禍根を残すことになると言っておられたと思います。石井市長はこの7年間で5回の合併を試み、すべて破綻、下田市だけで6,200万円もの大金を無駄にしたと言えるのではないかと思います。

そこでまずお尋ねいたします。自らの主張と違う「小さくても輝くまちづくり」ができるのでしょうか。その決意のほどをお尋ねをしたいと思います。

次に、市内経済危機対策をどう進められようかとされているのか。具体的に、住宅リフォーム事業の実施が現在どうなっているのか、実績をお尋ねをしたいと思います。

西伊豆町ではこの10月から中学生卒業までの医療費を無料にする方針を出し、実施をしようとしております。昨日の伊豆新聞によりますと、河津町でも来年の10月から中学生の医療の無料化を実施するということが報道をされていたところであります。子育てをする、暮らしを応援する、こういう観点から、やはり下田市においても早急に中学生までの医療費を無料化する政策を実現すべきであると考えますが、どのように検討をされているのかお尋ねをしたいと思います。

稲梓中学と稲生沢中学のこの合併問題の中で明らかになりました。小学生の通学費は全額市が補助をしている。しかし、同じ義務教育であるにもかかわらず、中学生には2分の1の通学補助しかしていない。これは早急に改め、中学生も同様に全額補助をすべきであると考えられるわけではありますが、また学校におきます給食費、子供たちの貧困の問題にきっちりと答えしていく、そういう姿勢こそが求められている。

暮らしと子育てを応援していく、そういうまちづくりを望む観点から、経済対策とあわせて福祉の向上のまちづくりをどう実現していくのか。小さくても輝くまちづくりがどう進められていくのかをあわせてお尋ねをしたいと思います。

以上で主旨説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の新病院の関係のご質問でございますが、この地域の中核病院としてぜひ実現しなければならないという中での市長の決意、そして今何が問題になっているのかというふうなご質問だったと思います。

まず、この下田の地に病院が建設されるという予定になってきた以上は、いかにこの地域の住民の方々から信頼される病院づくりをしっかりとしなければならないというものと、それから建設地の市長として、やはりいろいろな問題で先頭に立って努力をしていかなければならない、問題解決に向かっていかなければならない。要するに下田市が絡む問題ということについてはしっかりとやっていかなければならないという感を持っているところであります。

それで、特に指定管理者が議決を受けました。この中で今の病院から新病院にうまく移るための移行準備委員会、これはまた指定管理者とのいろいろな打ち合わせ等もありますけれども、これを着実にスピードを上げて詰めていかなければならないという問題点を抱えております。

あとは、いろいろなところで少しお耳に入っているかもしれませんが、この構成団体の6市町の長の中で完璧に新病院を立ち上げていくという中での動きが一体化されていないという部分があります。ということで、これはやはり構成首長みんなが団結して、協力と支援をしていかないといい病院はできないという思いを持っておりますので、今後もしっかりした話し合いをしていく、ご理解をいただけるような方向へ持っていきたいというふうに考えているところであります。

2つ目の中で、1次救急と2次救急の関連のご質問がございました。救急担当の医師が4名という、これはあくまでまだ指定管理者の計画の中にうたわれていることございまして、これから医師の確保の中で、どれだけ救急専門の先生が来ていただけるかというような計画実行に移っていくのではなからうかというふうに私自身は思っております。やはり救急の大事な位置づけの病院でありますので、しっかりとそういう救急専門の先生が何名か確保されるということに期待をしていきたい。

と同時に、1次救急との協力関係というご質問でございますが、これにつきましては、先の賀茂医療圏の中で、賀茂医師会長のほうから休日夜間救急センター方式の提案がございました。既存の2施設を使ってやっていくべきであろうと。というのは、今の共立湊病院の中で1次と2次が大変混在をしているということは事実であります。ちょっとしたことであったとしても2次救急のところに運び込まれてしまうというのは、やはり1次をやっていただける

先生が限られているというような状況下の中での問題点であろうかと思しますので、この辺はこれからの、やはりこの新病院が、どのような形で地域の医療機関と連携をとりながらその辺のすみ分けをしっかりとやっていくかというような話になってくるのかなと考えておるところです。

産婦人科の問題でありますけれども、これは昨日のご質問でもお答えをしておりますが、私自身は新病院ができたらず産婦人科の開設というのは大変厳しいだろうと、こういう考え方をしておりますが、指定管理者の提案であります産科を置きたいというこの意欲については、やはり可能であればそういうことは努力を我々もしていかなければならない。そしてやはり支援というのはしていく必要があるという認識は今のところ私は持っております。

市内の病院がある中で、まずはそこを支援するべきだろうということは、これはもう大変お世話になっているわけでありまして、下田市だけじゃなくて他の全域の出産ができる唯一の機関であります。ここにつきましては、多分年間でもう200以上の出産を市内の医院でやっていただいているという結果があるわけですから、これはまたいろいろな支援というものも検討していくことが必要かなという認識は今持っておるわけでありまして、議員がおっしゃった無過失補償制度という問題につきましては、下田市だけで検討する問題じゃなくて、やっぱりそこでお産する方は賀茂の方々が、下田を入れて400人以上の方がいるわけですから、そういう中で全体でやはり考えていくことであろうというふうに思いますし、もし他の自治体等でこういう制度をやっているところがあれば、これはちょっと情報をつかんでみる必要があるのかなというふうに思っています。

今現在の病院の跡地利用につきましては、当然今後跡地の利用委員会というものが必要になってくると思います。こういうものをつくって検討していく必要があるという認識は持っておりますが、今はまずとにかく、ここへつくる新病院のほうへの力を入れていきたいということで、跡地利用委員会というのはどこで管理者が判断してつくって、どういうふうに議論されていくのか、どういうメンバーでやっていくのか、まだ私は副管理者としても聞いておりませんので、ただ跡地利用委員会というのやはりつくらなければならないのかなというふうに考えています。

1つ県の企画部の、何か質問出ましたね。これはちょっと現在、私のほうでは全く聞いておりません。一番最初に何回か南高跡地を無償で譲ってもらいたいというお願いをするために、企画部のほうには何回も足を運んだ経過がありますが、当時の考え方として、ちょっと出てきた話の中の一環であろうと。今は全くその話はない話というふうにご理解をいただき

たいと思います。

2つ目の桧沢林道の関係と産業廃棄物の処分業の問題であります。最初に、市長のところに新知事からいろいろなことを指示する話が、電話が入ったんじゃないかということ、電話があったことは事実であります。大変知事のほうも心配をしております、一応私、事情等報告、それからいろいろなお話をさせていただきましたが、ちょっと内容的にはここで申し上げる内容でございません。私も本心で言いました、知事も本心で言いましたし。そういう中で、地元の方々と一度知事のところに行こうということで、近々日程調整をさせていただいているところでございます。

あとは、林道、条例の関係ですね。これにつきましては、また担当のほうから報告を申し上げたいと思います。

もう1点、業者からのプレッシャーというか圧力等に係る問題で、区長さんたちを支援する何か制度というようなご質問でありました。これも少し調べてありますので、総務課長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

3つ目の廃棄物行政の改善ということにつきましては、4つほどご質問が出ましたので、これも環境対策課長のほうから答弁させていただきます。

市内経済とまちづくりについてということで、合併を求めている市長が、合併が壊れた中で方向性が今度は違うんじゃないかということで、小さいまちづくりという中で輝けるようなまちづくりができるのかというご質問でございます。これもまちづくりの中でお話をさせていただきましたけれども、やはり本来は、合併によってもっといろいろな効率のいい行政基盤ができるという思いで真剣に取り組んでまいったわけでありまして、これが壊れた以上、当分の間、もう単独で行かなければならないという中で、先ほどから言っておりますように、行政基盤をしっかりとつくっていかなければ市民要望にこれからこたえられなくなってしまいます。こういう思いの中でまちづくりを進めていく気持ちは全く変わっておりません。基礎体力をつけるようなまちづくり、それはやっぱり行財政改革、しっかりやっていく、それからいろいろな事業につきましては、優先順位をつけて必要な事業を選択しながらやっていくということが絶対必要になってまいります。しかしながら、答弁しておりますようにこれから当然のことながら幼稚園、保育園、学校の給食調理場、公民館、この庁舎、こういうものにつきましては、やはりしっかり問題点を整理しながら、順番をつけて取り組んでいく必要があるというような思いで町をつくっていきたいと思います。

住宅リフォームのご質問が出ましたけれども、これも現在の状況、担当課のほうからご報

告申し上げます。

乳幼児の医療費の無料化ということでございます。確かに西伊豆町のほうは町長公約ということで中学3年まで医療費の無料化を打ち出しました。この流れが今少しずつこの賀茂郡下のほうにも、近隣の町のほうでもそういう意向が出始めました。当然そうなれば市のほうも考えていかなければならない問題点であります。今までは下田市の場合は、県のほうの条例に大体倣って同じ仕組みでいくというようなことを基本にやっていました。今回の川勝新知事のマニフェストを読ませてもらいましたけれども、やっぱり医療費の無料化というのを中学3年までというのを打ち出していますね。ということで、県のほうもそういう動きが出てくるのかなというふうに思っておりますので、その辺のことも対象に入れながら検討していきたいというふうに思っています。

経済対策につきましては、先ほどから言っていますように今回の補正の中で少し、1億6,800万ぐらいの経済対策、市内のほうに業者受注の予算措置をさせていただきましたので、この辺で少し活気が出てくればありがたいなと、こういうふうに考えているところであります。

議長（増田 清君） 答弁漏れございますか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 中学生の通学費の補助、全額補助についての質問です。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 中学生に対します遠距離通学費の全額支給ということにつきましては、今回の稲梓中学校、稲生沢中学校の統合の課題の解決策の中で、特に稲梓地区におきましては、もともと通学距離が長い、また保護者の負担も大きい、そういう中で保護者の過重負担をできるだけかけないようにというような検討の中から、その延長線上として最終的に10割負担が打ち出されたわけでございます。そういうことで、稲梓から稲生沢まで行った場合は、ほかの中学校と違って、ほかの中学校にないような遠距離になるというようなことから出したということでございます。今回につきましては、当面の間、統合の見送りということになったわけでございますもので、今までと同じ制度の中で適応していきたいというふうに考えております。

今、市長のご答弁の中にございましたとおり、今後、小・中等の再編というものについてしっかり計画をつくって、それを実施していきたいということがございます。そういうことから、今後の方向性が出た時点で改めてまたこの通学費、どのような通学方法をとるか、ま

た補助の仕方、そういうものについて再検討されるものと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 林道条例の制定についてでございます。市では平成7年に林道管理規則を制定しております。県では、林道は公の施設であるとして管理主体に林道条例の制定を求めていますので、下田市林道維持管理規則をベースに、他市の条例を参考にしまして林道管理条例の制定を検討してまいりたいと思います。しかし、特定のものを制限するということは困難であると考えております。

それと、住宅リフォームの件でございます。9月7日現在で45件の申請が来ております。対象工事費につきましては4,600万円、助成金につきましては、600万円の支給となっております。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、桧沢林道の沿線の産廃の部分のご質問でございます。今、林道管理条例のお話しありましたけれども、2つ目の市外廃棄物の処理に関する条例の制定をというご提案でしょうか。この条例につきましては、先ほど沢登議員のほうからもあったとおり平成16年にご提案がなされたようでありまして、沢登議員さんから直接お聞きしたら、制限が1トン、1,000キロということで、それで頻繁に届け出をしなければならぬ、そういう負担もあるのでなかなか難しいところもあったようだというようなこともお聞きいたしました。

いずれにしても、この産廃にかかわる許認可は県の所管でありまして、その議員提案のときに、9月に提案されて継続審議で12月採決という経過の中で、厚生経済委員会の継続の、また県の担当の方を呼ばれて県の意見を聞いてという流れの中で、県の要綱において厳重に今後取り締まっていくと。また、県の指導に従わなかった場合には再許可は一切しないと、こういうような委員会での県の方の話がありまして、そして委員長報告として県の現要綱に基づいてその対応が可能だと、このように判断して、この条例には義務の規定がなく実効性が低いのではないかという中で結論づけたというような議事録をちょっと読ませていただきました。そういう中で、今も現在、県のほうで産業廃棄物の適正な処理に関する条例、また規則がありまして、その中で県外から持ち込む産廃については規制をしているところでございます。

したがって、この県の権限の中に踏み込んで下田市の条例化というのは非常に慎重にならざるを得ないのではないかと、このように考えます。また、この県条例の効力はそれとして、市としてできることは、例えばでございますが、この公害防止協定とか、土地利用の申請の中でとか、そういうことを考えた中で、個々の懸案として当たっていくということができることではないかと、このように思います。

また、3番目の廃棄物行政の改善についてということでございます。1番目にごみピットの粉じん、また悪臭発生の改善をというご質問でございます。今回改良した焼却炉は、57年当時に比べてごみ質が大変変わってきまして、生ごみが少なくなって、逆に容器包装とか、より燃えるごみ、プラスチックとかというものが多くなりまして、ロータリードライヤーという独特の方式でございますけれども、この生ごみを乾燥させる、そういう方法をとるための施設でございましたけれども、今回、それをとりまして3段のストーカで乾燥と燃焼と後燃焼という段階を追ってごみを燃やす、そういう構造に変わったところであります。以前はこのロータリードライヤーで、回転させながらごみの攪拌というようなことができていたわけでございますが、今回3段にした中でそのまま乾燥させる状態もありますので、事前の攪拌が多少必要になってきたという状況でございます。

ピット前にシャッターはあります。また場内に入る入り口にもシャッターはあるわけでございます。場内に入るシャッターについては今回改良で新しくなりました。ピット前のシャッターにつきましては、沢登議員さんおっしゃるとおり1日200台とか250台とか、多いときには300台という市民の方の持ち込みがありまして、あけたり閉めたりということが非常に難しい状況でございます。とはいっても、こういう粉じんということもあるわけございまして、4つありますが、言われたとおり修理をして、なるべく1つシャッターを閉めるとか、2つを状況によって閉めるとかということをして、粉じんが攪拌しないようなことを考えられるというふうに思っております。

また、2つ目にはごみの持ち込み状況はどうなっているかということで、持ち込みより収集のほうになるべく乗せるように努力すべきではないかと。また、有料の袋の減量の効果はどうでしょうかというご質問でございます。平成20年度の年間の実績を見ますと、ごみの持ち込み状況は年間で4万7,216台、5,953トンでございます。また、反面、市の収集車では4,913台で5,380トンの収集をしております。この持ち込みの数の4万7,000というこの異常な数につきましては、やはり周辺の市町村に比べて下田の清掃センターは都市近郊のすぐそばにありまして、非常に市民にとって利便性が高い位置にあるということも台数が多くなっ

ている原因ではないかなということも思われます。ほかの町村を見ますと山の中にあるのが多いわけございまして、いずれにしましても、例えば45リットル、この有料袋、1枚30円でございますが、持ち込みしていただくと20キロ以下100円と、こういう料金体系でございますが、市民の側から見まして、これがどちらが安いかわかりかという選択ということになるかと思えます。その辺の持ち込みより収集に出すほうが便利だという考え方ということは今後どのように市民の方にも、また考えていただくこともお願いしたいなというふうに思っております。

それから、有料ごみ袋の減量の効果でございます。これは市の収集量の推移ということになりますが、有料袋は19年7月に始めまして10月に完全実施ということで進めてきたわけでございます。この有料袋の始まる前の18年度におきましては収集が6,362トンでございます。そして、19年は5,940トン、前年対比6.6%の減となりました。また、20年度におきましては5,380トンになり、18年度と対比すれば15.4%のごみの減ということになっております。

それから、3番目の粗大ごみの取り扱いの委託料の推移ということでございますが、この粗大ごみにつきましては、平成7年に民間業者に施設ができて、そのできたところからこの委託が始まっております。当初、処理費が5万円、そして運搬費が5,000円、計5万5,000円でございます。そして平成13年に見直しをして、処理費を3万、運搬費が2万5,000円、計5万5,000円という経過の中で、平成19年9月に廃掃法の7条第12項におきまして、市の手数料を超える料金を業者は受けてはならないという規定の中から、業者は料金を30円としていたところを20円としたところでございます。それで、同じ平成19年度に、実際に市で直営で粗大ごみを処理した場合に、単価としてどのぐらいの額になるであろうかと算出の委託をしたところでございます。その結果、6万5,800円というトン当たりの算出が生まれて、そしてこの平成20年度におきまして、この6万5,800円を参考に業者施設で処理した場合に単価としてどのぐらいの単価になるかという算出をいたしまして、そしてその処理に当たりましては、この廃掃法第7条12項におきまして、その解説はこのように言っているわけでございます。

業者は市民から受け取る料金は原価計算方式に基づいて算出した原価に利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましいと、このように解説でうたっております、このうたっている文言を参考にいたしまして、業者に委託する場合の単価を算出したところでございます。

その結果、業者の平成19年の処理量と、そして処理量でランニングコストを除いて、そし

てトン当たりの単価を算出したところでございます。その結果、21年度の処理単価は、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりトン当たり5万6,000円、運搬賃9,700円、そして合計6万5,700円となったものでございます。この基本的な単価を今現在この処理しているそれぞれの作業別に分けて単価の契約をしています。

まず1つは、市民が清掃センターへ持ち込んだ粗大ごみにつきまして、それを処理するに当たりまして、不燃ごみ粗大ごみ5万6,000円、そして運搬賃9,700円で6万5,700円、そしてまた可燃性の粗大につきまして処理費2万円、これは手数料と同じ額でキロにすれば20円でございますが、これで処理、そして運搬賃が5,900円ということで2万5,900円で可燃性の粗大ごみの処理を委託しております。この可燃性のごみの処理につきましては、昨年までは収集車6台体制でございましたが、現在5台体制となりまして、収集の終了時間が昨年までは4時頃には大体帰ってこられまして、そして1時間解体等作業ができたわけでございますが、今現在、大体4時半過ぎ以降に帰ってくるような状況となりまして、その解体できない不可分になった分につきまして、可燃ごみ粗大ごみトン2万円ということで委託をしているところでございます。これが1点でございます。

もう1点、リサイクル分別収集におきましても粗大ごみの処理をしておりますが、この処理の費用につきましては5万6,000円、そして運搬賃1,700円で5万7,700円ということに契約しております。

また、もう一つ、市民が業者へ持ち込みした不燃の粗大ごみの処理でございます。この取り扱いにつきましては、先ほど法律の解説でちょっとご紹介したわけでございますが、処理の原価に利潤を加えたという、これが5万6,000円に当たるものでございます。そして、市の手数料が同額2万円です。これをこちらに持ってきた場合には業者は払います。徴収こちらでしますので、差し引いた3万6,000円が市の委託処理料ということで、現実の支出となるものでございます。

そういうことの中で法律の第6条の2に、市町村はその区域内に一般廃棄物を収集し、これを運搬し、処分しなければならないという、義務と責任を明確にしております。市内に発生する一般廃棄物については市が責任を持って処理しなければならないという中で、この上乗せ分3万6,000円が生じているというふうに行っているところでございます。これは会計の原則にのっとって、処理費5万6,000円、それと運搬賃、合わせて5万7,700円と、市におきましては持ち込みしますので、手数料2万円を市の計量によって業者から徴収しているということになります。

以上が粗大の関係でございますが、もう一つご質問のリサイクル分別収集業務委託についてのことでございます。沢登議員さんおっしゃるとおり3,444万円で20年度は契約しております。125カ所、月2回、これを委託しております。この3,444万円を125カ所で割って、そして月2回の12カ月で24回という割り方をしますと、1カ所について1万1,480円という単価が出るわけございまして、これを平均6台の車で収集してまして、1台当たりになりますと1,900円ということになり、1カ所1台1,900円、これを16品目に分けて市民の方が出させていただいておりますので、2人で積み込みし、積みおろしをする作業をしていると。そして、さらになおかつ前日にはこのコンテナを各ステーションへ資材として積みおろしをしまして、そして当日積み込んでいく手間、そして車の損料等考慮いたしますと、高額な額とは判断はしておりません。ということで分析をしております。

また、業者に対する立ち入りにつきましては、今年の3月、またこの9月に施設に立ち入りまして、作業状況等をいろいろ見て指導したところでございます。

次に、4番目の古紙類、アルミ缶など、リサイクル品の流れをとということで販売実績でございます。20年度の決算でございますが、アルミ缶のプレスにつきましては、139.12トンで売り払いは447万9,860円、処理委託費が31万7,817円で純収入は416万2,043円となっております。またアルミ缶については24.99トンで売り払いが326万1,167円、処理委託が11万301円で純収益が315万866円となっており、また古紙につきましては729.88トンで854万1,776円、そしてまた処理費が289万4,735円で564万7,041円の純収入となっております。また、ペットボトルの53.34トン圧縮、梱包いたしまして154万4,835円収入ありまして、その費用として54万1,500円、差し引き100万3,345円の収入となっております。ほかにもろもろ、廃食用油とか牛乳パックとかいろいろございまして、合わせて資源ごみとして1,814万5,418円の収入ございまして、それに対する経費として386万4,353円となり、差し引いて純収益は1,428万1,065円となっているものでございます。

それから、家電のリサイクル、なくなってという話でございます。これについては市民の利便性という部分で、こちらで基本的には受け付けができていない土日とか時間外とか、そういうことを基本に、市民が来た場合に受けるというようなことを基本にして業者に話をしております。この段階におきまして、他町のごみとか産廃とかが混ざる、そういう確認をどうしているのかということでございますが、この都度、市民が業者に持ち込んだ不燃の粗大についてセンターへ、また計量して持ち込む場合はお客さんからの伝票をこちらで確認して、また預かり、時間とか日にちとか、そしてナンバーとかということを見て確認をしていると

ころでございます。

あと、先ほど業者が混ぜて持ってくるので残業しなければ仕分けができない、こういう事実があるのか、ないのかというご質問もあったかと思えます。あくまでこれは業者が、当初、不燃も可燃も同じ粗大だという解釈をしておりまして、それで混ぜて持ってきたところでございますが、市のセンターといたしましては可燃は可燃、不燃は不燃、これは違うということの説明をいたしまして、その解釈の行き違いがありまして混ぜて持ってきたものを仕分けたというのが現実でございまして、今現在はその作業はしていないところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 産業廃棄物の処理業等の許可を静岡県知事に申請している業者の弁護士から、3区の区長あてに損害賠償請求訴訟等のしかるべき法的措置をとらざるを得ないとしていることに対し、このような措置に対抗できる仕組みを早急につくる必要があるのではないかというご質問で、行政協力員に対するバックアップ制度、例えば1つには弁護士費用を区長会に積み立てておいたらどうか。2つには、弁護士事務所には個人ではなく合同弁護士事務所と契約することについてはいかがかというご質問でございます。

議員ご承知のとおり行政協力員の本来の担当事務は、1つには市民に対する通達、連絡事項の周知徹底に関すること、2つには簡易な調査、報告に関すること、3つには災害時における調査、報告等に関すること、4つにはその他市長が行政の円滑な遂行上、依頼することとなっております。今回の署名の代表者になることには想定はされていないものでございます。

今回の案件が訴訟事件に発展した場合の公金支出の問題につきましては、ご承知のとおり地方自治法の第232条第1項において、地方公共団体がその処理する事務に要する経費の支弁義務に関し当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律またはこれに基づく政令により、当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとするという形で規定をされております。それ以外の命令等により経費を負担すべき義務を負うものではないことを明確に定めているところでもございます。また、市の会計規則におきましても、法令、条例、規則等に違反した支出命令は発することができないと定めてありまして、今回の案件が仮に訴訟事件に発展した場合、先ほども申し上げましたとおり行政連絡委員の本来の担当事務でないことから、個人を相手取った民事訴訟事件になると思われ、大変申しわけないんですが、残念ながら議員ご提案のような公費負担は、現行の法体系においてクリ

アできないということをご理解を賜りたいということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 地域の医療機関の問題は、ぜひとも共立湊病院の新築移転とあわせて、それぞれ関係があるわけですから早急に解決を望みたい、こういう観点で質問をしたわけがあります。

1 次救急につきましては、市内のしらはまクリニック等をその施設として進めていきたい、こういう答弁をいただいたわけでありますので、ぜひとも賀茂地区の医療審議会等々できっちりした方向を定めて、下田だけではない伊豆地域の夜間救急のセンターの仕組みを一層推進をしていただきたい。

それから、やはり臼井さんもご多分に漏れず医療裁判を抱えているわけでありますので、他の場所の研究をすることは当然であります、ぜひともこれは下田だけではありません、賀茂医療圏の大きな課題の 1 つで、どうしても臼井さんをなくしてはいけない、こういう姿勢を市長に貫いていただきたい。そのためには医療裁判等への一定の支援、人材の派遣、こういうことが当然支援の内容として検討されるべきことだと思いますので、一段のご努力をお願いをしたい。この賀茂医療圏の中での状態はどうなっているのか、再度質問をしたいと思います。

それから、桧沢林道の点については県知事と市長との関係のことであるので、内容は明らかにできない、こういう答弁かと思いますが、9 月 1 日に 3 区の区長をあわせて会議をしている。この実態から言えば、これはもう行政として進めているということであって、明らかにできないことはない。秘密会議ではないはずでありますので、そこでどういう議論がされ、どういう結論が出されたのか。県知事のところに出かけるんだという結論は聞いているわけですが、聞くところによりますと、県はこれ以上引き延ばすと裁判等で勝つことができない、それなりの賠償責任を県が負わなければならない、だから許可をおろす、許可をおろすについてはそのままでは問題なので、一定の条件をつける、そういうことで協議をしたい、このように聞いているわけですが、事実かと。もしそういうような協議に応ずるとすれば、これはとんでもないことだ。住民が要求しておりますのは、この業者の不許可をすることを求めているわけであります。一部条件づきで許可をするなんていうことを議会も市民も署名をした人も求めていることではない。明確に、もし県知事のところに行かれるのであれば、この市民の要望を体現をして、市長は行動をとるべきだと思うわけですが、

どのようにお考えになっているのか。

これは公害協定を市も結びました。経過から言えば、ご案内のように、区も結びました。しかし、それらはすべてことごとく無視をされてきた。そして、業の取り消しに平成11年に至っている、こういう経緯になっているわけです。観光地下田にとって、観光バスよりも多くの産廃の自動車がメイン通りを通るといようなことが頻繁に起こされ、16年、17年の申請につきましては、それぞれ石川知事はこれを許可しなかった。ところが、知事がかわった途端に許可するんだと。こんなことではとんでもないことだと思うわけです。まさに一つの許可権をめぐる業者の営業権が尊重されるのか、市民の生活権が尊重されるのか、こういうことが問われる課題がこの裏に含まれていると思うわけです。

そして、下田市にとってこれが許可されれば、全国のごみがここで焼却される、こういうことになると思うわけです。しかも、この間、その申請は、業者は住民の了解を得るために2度ほどの説明会を持ったそうですが、1人も参加者がいない、こういう経過で申請が出されているわけですので、その内容からいっても、県が受け付けること自身に大きな疑義のある申請だと言わざるを得ないと思うわけです。しかも4度の行政指導をしていますが、それらを聞き入れないために業務取り消しをしているわけですから、県は産廃の処理をどうしたかというようなことのけじめをきちりとつけていない。そういう中でさらに許可をおろすなんていうことは、内容からいってもとんでもないことになる。まさに下田市は、もし許可をおろすとすれば、県を訴えてでも争わなければならない、こういう立場にあると思うわけです。ぜひとも、絶対この業者の許可の申請については取り消しを求める、こういう姿勢をぜひとも貫いていただきたい。この点についての市長の見解をぜひとも聞きたいと思うわけがあります。

その点が今度の質問の一番大きなポイントでありますので、とりあえずご答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 先ほどの病院の関係で休日夜間センターの関係について、私が答弁していないことを勝手に沢登さんがまとめてしまいましたけれども、夜間休日センターの話は賀茂医療圏の中で医師会の会長から提案があったということで、この問題についてはまだ全く首長同士の間では議論はされていない状態なんですね。ですから、その辺はちょっと、私は先ほどそういう答弁をさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、産廃の関係の問題でございますけれども、知事にお会いに行くというのは、今

回我々はあくまで反対という姿勢のものを申し上げにまいります。当然私自身も当初より大反対ということの市長としての立場で申し上げてありますので、そういう形の中で我々の思いをまず聞いてもらうというような形で、議員おっしゃるように新しい知事になったら許可するんだ、とんでもないというような話はこういうところを出さないでください。何かそれがひとり歩きをしてしまいますと、もうそれが事実だというような形でとらえかねないわけですね。私どもは今回行くのは、地元の方々とそういう今まで苦しんでいる思いをしっかりと聞いてもらいたいと、こういう中でお伺いするというような形で行くものですから、その辺の誤解をされないようお願いをしたいと思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 私のほうで1次救急の対応につきましては、ちょっと認識の違いがあったようでおわびを申し上げたいと思いますが、ぜひとも賀茂地区の首長間の意思統一をすべき課題の内容がこの中に含まれていると思うわけです。病院の新築移転については一定の異論があるにしても、この1次の救急体制をどうするかというのは、賀茂地区のそれぞれの自治体で大変困っている課題の一つであることは事実だと思いますので、ぜひとも、ただ、賀茂医師会の会長さんが、あるいは医師会の方々が提案したというだけではなくて、それより一層この建設とあわせて話を進めて、首長間の意思の統一、団結を図って、1次救急の体制が前進できますように努力をお願いをしたいと思いますので、あわせて市長のこの点についての決意を伺いたい。

それから、ぜひとも臼井さん、産院を守れという姿勢に立っていただきたい。そして、具体的な施策を検討するという姿勢を再度貫いていただきたいというぐあいに思います。

なお、桧沢林道への産廃の、県へ出向くのは反対の姿勢で出向くんだと、こういうことでありますので、ぜひとも市長の姿勢や行動を応援をしたいと。市長が行くというのであれば、私もぜひとも行かせていただきたいと思いますので、思いを一緒に伝えさせていただきたい、このように考えますのでご検討をいただきたいと思うわけであります。

やはり9月1日に区長さんを含めて議論をした。やはり知事からどういうことがあったということは明らかにしていただきたい。やはり隠しておくようなことではないし、県のやっている行政においても納得のいかないものはきちり納得がいかない、こういうぐあいの姿勢が必要だろうと思うわけです。というのは、これらの情報はもうとっくに業者のところに行っていると考えなければならない。9月5日に現地をそれぞれ見られたようでありますが、鉄の格子は、網といいますかメッシュに変えられて中が見られるようになっている、入り口に

はコンクリートが張られている、屋根はふきかえられている、こういうような準備を業者がしているわけで、もう事業を再開する準備をしている、こういうぐあいに言っているのではないかと思うわけです。むしろ県の情報が僕らより早く業者に届いているのかな、こんな思いもするわけでありませう。

次に、廃棄物行政とあれの件であります、ぜひとも、県から林道管理は条例にせよと言っているから条例にするんだ。今まで仕事が大変遅れていたのに間に合わせるようにやるんだ、こんな情けない答弁ではなくて林道が今どのような状態で使われているのか、この桧沢だけではなくてすべての山のくぼが産廃の処分場にされていく危険性というのを抱えていると思うんです。桧沢だけを対象にしると言っているのではなくて、林道そのもののそういうような措置をきっちり体制をとって、林道としての森林業の振興のための本来の目的に使えるような管理にしていく必要がある。11トンもの、あるいは11トンを超えるようなトレーラーが桧沢の林道を通っていくというようなことは、現在の中でだれが見ても異常だと。4トン車以上ものは通らない。あるいは通すとしたら、それは市長の手続が必要だ、届け出が必要だ、許可が必要だ、こういうようなものは十分できるし、串本町や日向市におきましては産廃そのものの車を林道を通らせない、自分で道をつくって事業をなささい、こういう条例まであるわけですので、それらのものの考慮は考えられない、こんなことには当然ならないと思うわけです。県が林道を条例化しろということも社会の状況の背景として、この産廃問題やいろいろな問題があるので、条例化しろという措置をとっているわけですので、その本来の意味の措置をはっきりしていただきたい。

それから、前回の審議の中で、県の見解で市外からの廃棄物の持ち込みは実効性が伴わない、こういうことであります、ご案内のように富士を抱えて産廃が富士周辺に持ち込まれる、いわゆる県外の産廃の持ち込みは県条例によって取り組まれます。しかし、一旦、例えばこれが御殿場の業者に持ち込まれたと。そうしますと、この産廃は自社処分のごみだということになります。

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） 県内の移動は、県は全くタッチしなくなります。例えば東京から、神奈川から御殿場へ来たごみは、県はタッチして調査をします。しかし、一旦入ったごみが今度は御殿場から下田へ持ってこられても、そこは全く県はタッチしないんです、状況は。そういう形態になっているので、市の条例が必要だと、こう言っているわけです。県は全部それらはチェックするからいいんだと、こういう言い方をしていますけれども、全く実態を把

握をしていないからできるというようなことの答弁が出てくるわけです。

ですから、そういうことをきっちり検討をして、市として大都会のごみがこの下田に持ち込まれていいということはないわけですので、いろいろな観点から検討して条例化をしていく。市ができることは実施をしていくという姿勢を明らかにしていただきたい。

それから、答弁漏れが1つありますので言っておきますけれども、家電4品目の仕事をしたいがために栄協メンテナンスは一般廃棄物の処理業の許可をとったと、こういう経緯があるわけですね。ところが、家電4品目はもうここでは処分できない、そういう施設がないということで、処分ができる伊東まで持っていくというだけの仕事になっているわけですので、この許可証はおろす必要がないではないか。2年ごとに更新をしているようではありますが、しかも業者へ持ち込まれたものは、そこで処分するのではなくて役所の清掃センターへ持っていきなさいよ、こういうようなことを言っているのだとしたら、この処分業を与える意味合いというのは全くないので、更新をしないようにすべきだと、これについての答弁がございませんので、明らかにしていただきたい。こちら辺につきましては、課長ではなく、ぜひとも市長ないしは副市長からご答弁をいただきたい。この業者との関係をきっちりしていくという姿勢を市としても明らかにすべきである、こう思います。

以上です。

議長（増田 清君） 市長、救急医療の決意をお願いします。

市長。

市長（石井直樹君） 議員のおっしゃっていましたが救急医療、これはもう前から言っているようにこの病院の使命だというふうに思っていますので、これについてはしっかり対応させていきたいと思えます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 家電4品目につきましては、議員言われるように自分のところで破碎処理ができなくなりましたということで、市民が持ち込まれた4品目は、これ5品目になっておりますけれども、これらについてはすべて指定された、現時点においては伊東のほうへ持っていくということで、議員からはもう既に処分業の許可の必要性はないんじゃないかということでございます。企業にとりましては、今まで大変な投資をして、ある一定の時期より延々とその処分をやってきております。投資を回収すべく企業の努力としてやってきておりまして、やはり企業のイメージとして、そういう許可をもらっているということは、これは簡単に企業としては手放さない、行政とのそういう信頼関係の中で委託業務を受けてい

る、そういうことで、相手もあることです。我々もその点は話をした経過もございます。しかし、現時点においては、これはもう企業の存続にかかわることだから、絶対失いたくないと、相手側の言い分でございますけれども、そういうことで現時点においては話がまとまっておりません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 林道の管理条例、再度、産業振興課長、答弁をお願いします。

産業振興課長（増田徳二君） 林道管理条例ですけれども、現在の林道維持管理規則には使用許可という項目が入っておりません。ですから、そういったことを含めて検討していくということでございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 市外廃棄物の処理に関する条例の件でございます。沢登議員さんおっしゃるとおり一度持ってきて、積みかえをしてまたほかへ持っていくという、その行為に至ると把握がもうできなくなるんじゃないかと、こういうことだと思います。この辺一度県とよく流れを、どうなっているかということも確認しながら、条例のことも考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分休憩

午後 3時57分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで時間を延長いたします。

次は、質問順位7番。1、下田市環境基本計画等について。2、保育対策・行政について。

以上2件について11番 土屋誠司君。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長の通告どおり質問させていただきます。

まず、下田市環境基本計画などについて伺います。

環境基本計画は、環境基本条例制定後、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

めに、速やかに策定しなければならないという考えから質問いたします。

各地の市町では、大体条例制定後、基本計画は一、二年で制定されております。この環境基本計画についての国のほうからのことから説明させていただきますけれども、環境基本法が制定、以前には公害対策基本法で公害対策を行い、自然環境保全法で自然環境対策を行っていましたが、近年の自然環境保全は複雑化、地球規模化するなど、環境問題に対応し切れないことから、日本の環境政策の根幹をなす基本法が平成5年に制定されました。この法は、環境保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在、将来の国民を健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献するものであります。次年度の平成6年には環境保全施策を総合的、計画的に推進するため環境基本計画が策定されました。

静岡県においては、平成8年、静岡県環境基本条例が制定され、翌9年には静岡県環境基本計画が策定されました。国・県の計画は、市町村の責務として、地域の自然的、社会的条件に応じた取り組みや方向性を提示、各主体の行動の促進など、住民や事業者、国や県と協力、連携しながら環境保全施策を総合的に展開し、自ら率先して実行することが定められております。

下田市においては、環境基本条例が平成13年度に制定されてから8年が経過しても環境基本計画は策定されていない状態であります。これでは仏つくって魂入れずで、環境基本条例という形はつくりましたが、今後、下田の自然的、社会的条件に応じたどのような環境にしていくか、総合的計画的な内容が示されないまま8年間も何もしてこなかったのは、本腰を入れて環境保全等をどうするか意識が少ないからとも思えます。なぜならば、下田は自然環境が売りの観光で生きる町であるからこそ、よりよい環境づくりのために環境基本条例、環境基本計画を早期に策定し、環境保全の方向づけをするよう質問や要望をしてきましたが、一向に進展しないことから、環境基本条例を議員提案しようと数人の議員で準備を始めたところ、ようやく当局が動き出して当局提案で環境基本条例は制定されましたが、石井市政は環境の重要性をさておき、市町合併があるのでとの理由に先延ばしにしてきたところであります。昨日の大黒議員への答弁に、環境基本計画を策定に手をつける、そういうことでは環境への意識が足りないことを証明したようなものです。

市町合併が破綻し続け、独自のまちづくりを進めなければならなくなった今、早急な環境基本計画を策定すべきであります。下田市環境基本条例に下田市のすばらしい自然環境の保全及び創造に努め、将来にわたって自然と人が共生する町の実現を目指すためとあり

に、よりよく環境保全されるまちづくりは、下田市、市民、事業者、さらに滞在者と協力していく具体的な方策などを示さなければならないと記載されております。

ここで質問は、市町合併破綻後の環境基本計画策定への進捗はどのようなものであったかを伺うものですが、今までに何もしてこなかったことであったかも伺います。

次に、環境基本計画はいつまでに定められるのかも伺います。

計画が遅れていることは、自然環境が売りとしている市政としてはいかがかと思えます。河川の水質は大都会に比べればまだよいほうであります。年々悪化しております。特に夏場の海水浴場流入河川においては、かなり汚染されていると思えます。下田の海水浴場の水質は、5月の交流人口の少ないときでA Aであり、夏場ではA Aにはならないと思えますが、観光宣伝ではきれいな海を売っております。水質汚染の原因は夏場の交流人口の増加や合併槽普及の遅れ、下水道接続率の低さからからの有機汚濁と思えます。

自治体、市民、事業者への責務としては、下水道の接続できる区域内の未接続者が接続するまで、また合併浄化槽が設置するまでの方策の1つとして、汚染の原因である米のとぎ汁や油分などからの有機汚濁を防ぐために、有用微生物群を用い有機汚濁を分解させ、環境への負荷を低減すべきと思えますが、いかがでしょうか。

下水道管渠が布設されてから、接続可能になってから3年以内に接続が原則であります。下水道の接続率や接続数は公開されておりますが、未接続数は公表されておられません。

そこで、接続可能になって3年経過している未接続件数は何件あるのかを伺います。接続可能になって3年経過しても未接続の市職員関係者はいるのか、いないのか。もしいたら何件かを伺います。

次の質問として、有機汚濁を分解し、浄化する有用微生物群等による浄化策を下水道へ接続するまでや単独槽から合併槽へ切りかえるまでの対策をとらないかを市長に伺います。

下田市の単独浄化槽から合併槽への切りかえについては、年間10件ほどではと思えます。現在までの合併槽への切りかえ件数と今後の切りかえ必要な件数をお教えてください。

自らが率先して環境活動を実践し、維持、発展させていくことが必要と思えますことから、環境マネジメントシステムの運用を定めた国際標準規格ISO14001の認証へ向けた取り組みを求めます。ISO14001とは、組織の提供する製品・サービスの環境負荷や周辺環境への影響をリスク評価し、環境負荷の低減、汚染予防を継続的に改善していくための経営の仕組みであります。ISO14001の認証取得は、電子工業会を主体に始まりましたが、最近では自治体、商社、病院、銀行などにも広がり、大幅に増加しております。環境マネジメント

システムを導入することにより、組織の構成員一人一人の能力を向上させ、ひいては組織全体の力を上げていこうという経営的な要請に基づくものであり、ISO14001の認証・登録の最大のメリットは、意外かと思われるかもしれませんが、組織力の向上であります。環境負荷を低減させるために、設備だけではなく操る人間の力がどうしても必要になります。組織を構成する個々の人間の力が向上していけば、自然と組織力も上がっていきます。逆に考えれば、個人の力量が磨かれない組織では、環境負荷の低減どころか、組織の存続すらも怪しくなってしまうということです。

ISO14001の規格を簡単に言えば、組織が目指す環境の方針の達成に向けての目的・目標を定め、それを実現するための計画を構築し、実際に運用していくということです。この国際標準規格ISO14001の取得について、市長の考えを伺います。

項目2点目の保育対策について伺います。

近年の核家族化の進行や就労形態の多様化といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められています。子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、保育対策促進事業があります。下田市は観光立市であり、土日祭日の人材確保が求められていると思います。公務員のように土日祝日が休みの人ばかりではないことや、子育て支援に、若い人の働く場の提供のために多様な保育が必要との思いがあることから、下田保育所に土日祝日保育や延長保育の制度を活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

子育て支援に休日・土曜保育・延長保育等により、職場の創出ができると考えます。市長はどう考えるかも伺います。

下田市の保育料は2種あり、地域保育所は月額9,800円の均一料金であり、認可保育所は減免されてゼロ円から、何と月額5万8,800円の負担と大差で、これでは市民的に不公平であります。地域保育所も所得割負担とすべきとの6月の答弁においては、地域保育所の保育料を所得割にできない理由はないとの答弁であったことから、定額保育料としているのは静岡県下に3園あります。そのうち下田が2園であります。せめて県内並みと公平負担、行革の上から所得割とするかについての判断を市長に伺います。

幼稚園、保育所の2保育所、1幼稚園を除いた6園は耐震がないと平成18年に発表し、平成22年度までに耐震化計画を立て、平成27年度までに耐震化すると言っておりますが、それまでの保育環境の改善計画はあるのかについて伺います。耐震がないと発表してから、地震

災害時の事故責任は問われると思いますけれども、どうでしょうか。

質問として、平成22年耐震化計画の進捗状況と27年までにどれだけの耐震化ができるかを伺いまして、主旨質問といたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 下田市の環境基本計画につきまして、昨日の答弁でも申し上げましたが、従来はこの議会での皆さん方からのご質問に対しては、私のほうからは合併というものがあるというような説明をさせていただきました。というのは、合併を前にして単独でまた基本計画をつくっても、また大きな合併の枠の中で作りかえをしなければならない、この無駄を省きたいという答弁をさせていただきましたが、ただいま申し上げましたように、もう既に条例はできているわけでありますので、本当は速やかにやらなければならなかった。こういう理由の中で大変遅れてしまったということは申しわけなく思っております。

今回のこの基本計画策定でございますが、昨日答弁申し上げましたように、多分ある程度委託をつくらなければならないのかなという思いがありますので、予算措置等も必要になってまいります。踏まえて、次年度よりこの予算措置をしながら取り組みをしていきたいというふうに思っております。現在、静岡県の中でもこの基本計画が策定をされておりますのは23市のうちの17市が策定済みでございます。本年度、袋井と牧之原が作り上げましたので、現実にはつくられていないのが4つの市という中でございます。やはり環境を売るというこの地域の特徴からいけば、しっかりした基本計画をつくっていくべきだというふうには判断をしております。現実には町においては、静岡県の町は14あるわけでありまして、現在つくっておるのが2つということで、市部のほうが進んでいるような状況でございますが、しっかり取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、下水道の関係は担当のほうから申し上げたいと思っております。

あと、有用微生物、前々から議員のほうからよく言われております。EM菌のことだと思っておりますけれども、これは今回また同じような形の中で、下水道接続あるいは合併浄化槽の切りかえをするまで、そういう策をとるべきではないかというご提案というふうに承りました。確かに有機汚濁を減らしていくという、あるいは環境負荷の低減化というのはもう行政の責任であるというふうに思っております。この有用微生物による浄化作用というのは、議員が前々から再三にわたって提案をいただいております。環境対策の面からは真摯に受けとめたいというふうには思っております。しかしながら、この提案というのは行政だけでやってい

てもなかなか浸透する問題ではないのかなということで、やはり市民の皆さん方にもこういうものだということをしっかり理解をしていただく、あるいは学校の教育の中でそういうものもまた紹介しながら、この有効性というのを少し広めていきたいというのを並行して思っております。財政的にそういうのがすぐ施策として取り入れられるかどうかは、まだ検討余地はいっぱいあるわけでありまして、まず市民にそういうようなことを、広報とかいろいろなものを使いながら広めていく必要があるのかなと認識を持っています。

それから、ISO14001なんですけど、これはいつか、このISOをとらないと事業所としてもなかなかいろいろな形の中で世間的に通用しないという時代がありまして、一気に広まった経過があります。この議会の中でも、たしかISOの問題につきましてはご質問をいただいたような気がします。まずこの問題に取り組むのは、確かに市の職員の意識を変えるということは必要かと思いますが、まずは環境基本計画案、いろいろ作りながらそういう体制ができてからが先だというふうに考えておりますので、まずこの辺からお約束をさせていただいて、環境基本計画を策定するということが先決だというような判断をさせていただいております。

2番目の保育対策・行政につきましては、とりあえず教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 土屋誠司議員さんのご質問の中で、1つありました浄化槽への切りかえ件数と今後の切りかえが必要な件数というご質問でございます。20年度におきましては、下田市で新築を含めて、切りかえも含めて、合併浄化槽50件、20年度はありました。そのうち単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえ設置がえしたのは8件でございます。現在、20年度末で浄化槽の設置件数でございますが、合併浄化槽が857基でございます。そして単独浄化槽が6,850基という県の調査でこのような数字が出ておりまして、この6,850が今後切りかえというふうに解釈できるわけでございますが、これも下水道認可区域も全部含めたところでございます。このデータにつきまして、実態とこんなに多いのかなという数字が上がっておりまして、今現在、経済対策の一環で緊急雇用対策、この中で合併浄化槽の基数等、台帳の整備をしております、そしてこの整備した中から質の高いデータをつくり上げまして、それをもとに単独から合併へという切りかえの補助制度の周知とか、この単独の方々への呼びかけをこれからしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 下水道の3年を経過して接続していない件数は何件かというご質問でございますけれども、3年経過をいたしまして接続可能件数としては、分母は4,800件になります。可能な件数が4,800件、そのうち接続していないというものについては約2,030件あります。この2,030件のうち、空き地、未利用地、そういうものも含まれているということでございます。

それから、もう1点、職員関係者に未接続はいるかのご質問でございますけれども、市長を初めほとんどの方が接続をしていただいております。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、保育対策について2点ございましたので、まず1点目の土日休日あるいは延長保育をすることによって保育士の雇用、あるいは就業をしたい方への支援ということで、職場確保ができるのではないかというふうなことでございます。確かに土日等やることによってそういう職場の確保はできると思います。私どもも保育所につきまして保護者アンケートを今年やらせていただきまして、保護者のニーズといたしましてそういうものがあるということについては存じております。

現在の保育所の運営につきましてちょっとお話しさせていただきたいわけなんです、月曜日から土曜日まで、朝、通常は8時半から午後4時までということになっておりますが、各園とも朝は7時45分から夕方は6時まで、これも時間的には短いんですが、延長保育ということに対応しております。

そして、職員なんです、正職と臨時職員を合わせまして現在49名の体制で行っております。この7時45分から午後6時まで、今のこの人数で週8時間の勤務ということになりますと、本当に目いっぱい体制というふうになっております。ということから、今以上の、例えば日曜休日の保育、あるいはこの時間以上の長時間の延長保育ということになりますと、これは職員数が現在の49人ではできないということになります。

そして、先ほども雇用の関係でちょっとお話しさせていただいたわけなんです、この下田にありましては、ハローワークさんに保育士、幼稚園等の募集をお願いいたしましても、ほとんど対象者がいらっやらないのか、応募がほとんどないということになります。たまに松崎あるいは西伊豆というようなところからの応募の方がおります。ということから、今の状況でございますと、議員からご要望となっております休日保育、日曜保育、延長保育

等については、今のままでは難しいというような状況でございます。

しかしながら、そういうニーズがあるというふうなことで、これまで何回も答弁させていただいておりますが、幼稚園及び保育所の再編整備検討委員会というものをつくって、下田の幼稚園、保育所についてはどうあるべきなのかということは今早急に検討して、今年度中には方向を出します。その中で再編をしていくことによって、現在の保育士を効率的に配置することができるのではないか。そういう中で、こういう方々のニーズに対応していきたいというふうに考えております。

もう1点、へき地保育所の保育料を所得割にできないかというようなこと、できれば新年度から所得割にしたらどうかというふうなことでございます。この件につきましては何回か答弁させていただいておりますが、確かにへき地保育所の保育料につきましては、へき地保育所の設置要綱というものがございまして、これは設置者が保育料について決めることができます。そして、6月のときに県内には3園しかへき地保育所がない。3園とも定額保育料で運営していますというようなことをお答えさせていただいたところでございます。その中でも、保育料について不公平感があるのではないかと、確かに、もしかしたら今の大賀茂保育所、柿崎保育所に通っている方で所得が高額の方がいらっしゃるかもしれません。そういう方にとっては確かに不公平感が生まれるように感じるのかと思うわけですが、我々あくまでも下田市の保育所に通う、所得割の保育料を納めている方々の平均を見ますと、それから給食費を引いたものでいけば、不公平感といえますか、妥当な金額であるというふうな考えをこれまでもお答えさせていただいております。

そういうことから、もし所得割ということにしていけば、認可保育所と同じような公平なサービスをやはり提供していかなければならないのかなというふうに思うわけですが。そうしますと、今、地域については2歳児以上の子供さんが入っています。認可保育所については下田が10カ月から、ほかについては1歳児からということになります。そして、大賀茂、柿崎でも1歳児を入れるということになれば、匍匐室というようなものを法に基づいて設けなければならない。そういうことで、調理室ですとか匍匐室、そういう設備が必要になるのかなというふうに考えております。

そしてまた、今の柿崎保育所、大賀茂保育所についてはご承知のような施設でございますもので、それを認可に移行するということについては、当然もう認可は得られないというふうに思っていますもので、そういうことよりも先に、先ほど申しましたように再編をすることによって、不公平感をなくしていくのが先決かなというふうな考えを持っております。

あと、保育環境の改善計画あるいは耐震化はどこまで進んでいるのかということでございますが、これにつきましても検討委員会で早急に計画をまとめて、それに基づいていくというようなことをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 環境基本計画ですけれども、合併があるからということで市長は先延ばししてきたんですけれども、これはそんなに大層な、例えばここに三島の、こんな立派なものをつくらなくても、河津町にある、これはまちづくり条例の薄いものなんですけれども、この程度のようなもので、下田はどうしていくかというのは具体的に少し書いてあればいいと思うんですよ。先ほど市長は委託をしなればとか、そういうことではなくて、職員がいるいろんなことを、基本条例に載っておりますから、それをまとめるだけだから職員でやれると思うんですよ。何でもかんでも委託でそういう立派な冊子をつくってももったいない。大体同じようなことが書いてあるんですよ。ですから、ぜひ、どうやっていくかというのは、手づくりでやっていただきたい。その辺はどうかなということですよ。

それから、先ほどのごみピットの有用微生物ですけれども、これはぜひ、市長が前向きに答弁されて、学校等いろいろ啓蒙していくということですよけれども、ぜひこれはいろいろな市町で、特に西日本のほうが多いんですよ、やっているところが。ぜひそれを参考にして、EMばかりじゃなくて、えひめAIというもっと簡略で安くできる方法がありますし、そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

それと、先ほどの沢登議員の質問の中にもありましたけれども、炉を改修してのごみピットの問題、あそこところは自分も前から言っていたんですけれども、もうもうと出たり悪臭が、この前自分が行ったときもかなり臭かったです。ああいうのを防ぐためには、このEMを散布することにより炉は長もちするし、においは消えるし、大したことではないです。ぜひそういうのを、ずっと検討するばかりでなく、ぜひどこかに行って見てやっていただきたいと思います。それはどうでしょうか。

下水道とか合併槽ができるまで、特にそういう方に対する指導というか説明をして、少しでも環境負荷を下げれば、いろいろな計画の大層なものをつくらなくても、ごみのポイ捨てをやめさせてこういうのをやればすばらしくなると思うんですよ、金もかからない。その辺をぜひやっていただきたいと思います。

それから、下水道の接続は将来的にぜひ、接続率を上げるというか、できるだけ2,030件

の人に早急にやっていただけるようにしていただきたいと思います。市の職員はほとんどがやっているということは、やっていない人もあるということですか。

とりあえずそこまで伺います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 基本計画策定は、やるという方向の中で、担当課のほうから、このくらいお金がかかる、予算がかかるというふうな話を聞いておりましたので、予算化の話もしたんですが、議員によれば、何かほとんど内容的には似たようなものだよというような形で、それは基本計画にならないのではないかとは思いますが、そういうことであればまた検討して、身の丈に合った基本計画をつくらせていただければ、それほど職員の努力でもしかならなければなりませんので、しっかり検討させていただきたい。

昨年、御前崎がつくった基本計画が、多分2年がかりで800万円くらいかかっているんですね。というようなことで、どうしても委託するとそういう近いお金がかかってしまいますので、これは検討させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 基本計画につきまして、職員でできるところはやり、そしてなるべく努力していきたいと思います。どうしてもできないところについての部分、そういう委託になるかもしれませんが、検討していきたいと思います。

また、早速このごみピットについてのEM菌については購入して、ちょっと実際にやってみて効果を確認していきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 接続率の向上でございますけれども、指定工事店が46件ございます。その皆様にも今年も7万円の助成金があるということで、再度働きかけをということで今年度もお願いをしております。それからまた、広報、回覧等も頻繁に回して接続をお願いするという働きかけをしていきます。

それから、職員の未接続についてですけれども、精いっぱい表現だということでご理解願います。個々に昨年からお話は私のほうからしております。実績も上がっておりますので、順次うまくいくと思いますので、よろしく願います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 環境でさっき言い忘れたんですけれども、ISO14001で取得とい

うか、認証はとらなくてもいいんです。とればこれもやはりお金がかかりますから。ですから、意識改革、それに沿ったものを作っていけばいいと思うんですよ。いろいろな様式があるから。職員の意識改革のために、本当はとってほしいんですけれども、とってもお金がかかるだけですから、ぜひ内容的に進めて、こういう方向を取り入れている勉強してほしいと思います。

それから、保育士が、先ほど夜間保育をやっても集まらないと言いますけれども、やはり働きたい人はかなりいるみたいです。それから、公立保育園には国からの運営補助金というか、ないですね。夜間保育なんかやれば出ますよね。ですから、その辺で雇用の創出になるのではないかと。そういう面でいかがですか。ぜひその辺をどうでしょうか。

それから、地域保育所の一律保育料ですけれども、再編することが先じゃなくて、これはもう前々から言っているんですけれども、所得割にする理由がないというんですから、ぜひ市長に、市長から答えがなかったんですけれども、ぜひ市長の判断でこれはやっていただきたいと思います。先ほど課長は高額の5万8,000円があるかもしれないというけれども、逆もあるんですよ。ゼロ円というのもあるんです。そういう人だっていると思うんです。本当は自分としては保育料なんかもらわないでやってもらいたいんですけれども、一応こういう方式があるということは、不公平感があるから、ゼロ円もあるから、9,800円以下の人だっ出てくると思う。だから不公平感がある。上ばかりじゃないんです。その辺をぜひ、市長に伺いますけれども、判断してもらって所得割にするかどうかを伺います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 1点目の夜間保育をやることによって補助があればというふうなお話しなんですけど、結局今の体制ですと1週間に40時間という労働時間の制約がございます。そういう中で、精いっぱい割り振りをしているというふうなことで、これを延ばすということになりますと当然シフトを変えなければならないということで、クラスの担任がシフトできるのかということもできないわけがございますので、なかなか難しいというふうに思っております。

そして、地域保育所の一律を所得割にということについては、また市長とよく相談させていただきます。地域保育所の定額の理由とか、そういうものについても市長とよく相談してご判断をいただくというような検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番(土屋誠司君) この土日保育ですけれども、補助金のできるの、新たに人を雇うというか、クラスをつくるほどじゃないと思うんです。何人かだと思っんです、預けるような人は、実際は。そういうクラスというか、託児所みたいなんですかね。名前はよくわからないけれども、公立に補助ができるというのであれば、ぜひそういうところを、知らなかったですか。公立の補助ができる。自分で調べた範囲では出ると聞いたんですけれども、ぜひこれは検討して、そういう方向で来年度からでもお願いします。

市長に伺いますけれども、9,800円を所得割。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 今、課長のほうから答弁があった中で、市長と相談してと、報告してというような答弁であったと思います。今、確認をしまして、一応そういう形で検討をするということによろしゅうございますか。

議長(増田 清君) いいですか。

これをもって11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

議長(増田 清君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時38分散会